

No.159

NATO 軍地位協定の民事請求権  
—日米地位協定のルーツを訪ねて—

信夫 隆司

2022年8月29日



## 目次

1. なぜ NATO 軍地位協定を論ずるのか-----	1
2. 外国軍隊をめぐる国際法の原則-----	8
(1) 主権免除	
(2) 国家責任	
(3) 国際法の限界	
3. NATO 軍地位協定前史-----	14
4. NATO 軍地位協定の概要-----	20
5. NATO 軍地位協定の意味-----	25
(1) 民事請求権の対象	
(2) 締約国の負担割合	
(3) 軍隊構成員に対する裁判権	
(4) 公務外の損害補償	
6. NATO 軍地位協定からの示唆-----	43
NATO 軍地位協定 8 条と日米地位協定 18 条の比較-----	47



## 1. なぜ NATO 軍地位協定を論ずるのか

日本には、約 5 万 5000 人にのぼる米兵が駐留する。米軍が駐留する国のなかで、この数はもっとも多い。これだけの人数が駐留すると、米兵による犯罪あるいは不法行為も、必然的に起きる。そのため、日米地位協定では、17 条が米兵に対する刑事裁判権を、18 条が民事請求権を規定する。被害者は主として日本人なので、これらの規定は地位協定のなかでもっとも重要である。本ペーパーは、米軍の不法行為による被害者の救済の問題を扱う。

### 米兵に対する刑事裁判権・民事請求権

刑事裁判権条項（日米地位協定 17 条）は、犯罪を対象とする。この条項はよく知られており、文献も多い<sup>1</sup>。刑事裁判権の仕組みは比較的単純である。米兵が罪を犯したとき、日米いずれがその罪を処罰するのか。日本側、あるいは、米側しか処罰できない罪のとき、処罰できる国が刑事裁判権を行使する。ほとんどの罪は、日米双方が裁判権を行使でき、双方の裁判権の対象となる。これを競合的裁判権と呼ぶ。そのままでは混乱が生じる。

日米地位協定は、競合的裁判権の問題を、第一次裁判権と第二次裁判権とに分け、解決した。第一次とは、優先的に裁判権を行使できるとの意味だ。米軍側が第一次裁判権を有するのは、米兵同士の犯罪といった身内の犯罪、ならびに、米軍の安全・財産に対する罪である。これらの罪では、日本人の法益は侵害されない。米側に裁判権を委ねたとしても問題はない。さらに、米兵の公務執行による行為から生じる罪も米軍側に第一次裁判権がある。それ以外のすべての犯罪は、日本側に第一次裁判権がある。

日米地位協定 18 条は、民事請求権の問題を扱う。同条は、おおきくふたつの場合の請求権に対処する。ひとつは、米軍と自衛隊間の請求権である。国家間の請求権の問題となる。もうひとつは、国以外の第三者に対し、米軍が損害を与えたときである。

国家間の請求権は、相互放棄が原則である。人あるいは物に対する場合がある。たとえば、日米で合同演習をしていたとしよう。演習中、誤って他方の軍隊の要員を死傷させる、あるいは、車両を破壊するといった事態が生ずるときがある。公務執行中の死傷、公用で使用する車両等の破壊であれば、その損害から生じる請求権は、互いに放棄する。第三者に被害が及ばないので、本ペーパーでは、国家間の請求権の問題は考察の対象外とする。

### 第三者に対する損害

問題は、米軍が第三者に対して損害を与えたときである。ちなみに、自衛隊が第三者に損害を与えたときは、民法および国家賠償法で対処する。

民事請求権の問題は、刑事裁判権の問題と重なる部分があれば、それを超える部分がある。

---

<sup>1</sup> 詳しくは、信夫隆司『米兵はなぜ裁かれないのか』みすず書房、2021 年を参照。

犯罪は不法行為でもある。当然、民事請求権の対象となる。犯罪とはいえない不法行為も、民事請求権の対象になる。米兵が演習中誤って日本人の所有物を毀損してしまった場合である。過失による器物損壊は、日本法でもアメリカ法でも処罰の対象ではない。損害賠償を請求するしか被害を回復する方法はない。

米軍に対する民事請求権は、ふたつのケースがある。ひとつは、米兵が公務執行中に第三者に損害を与えた場合である。もうひとつは、公務外で、いわば私人として第三者に損害を与えた場合である。

前者の例を紹介しよう。日米間の合意では、通勤（往復を含む）も公務執行上の行為に含まれる。米兵の運転する車が、通勤途上で、日本人を誤って轢き、死に至らしめたとする。通勤なので公務執行上の行為にあたる。米軍側に第一次裁判権がある。遺族の損害賠償請求権はどのような扱いになるのか。

不法行為の場合、加害者が日本人であれば、その者を相手に問題解決にあたる。これに対して、加害者が米兵の場合、当の米兵や米軍を相手にするのではない。日本政府を相手に示談の交渉をおこなう。問題が解決しなければ、日本政府を被告として裁判所に訴える。

米軍を相手に裁判は起こせない。米軍は国家の機関である。国を相手に裁判は起こせない。主権免除とか裁判権免除といわれるものだ。米兵を相手に裁判を起こせる可能性はある。しかし、請求が認められたとしても、日米地位協定上、米兵に賠償金支払いの強制執行はできない。米兵から賠償金を得る可能性はない。日本政府を相手にし、加害者側である米兵や米軍を対象にしない解決方法である。

先の交通事故の例では、日本側が賠償額を査定し、額を決める。米兵に全面的な過失があるとき、日本政府が被害者の遺族に賠償額を支払う。ただし、米側がまったく負担しないわけではない。日米地位協定は、日米間における賠償額の負担割合を定める。アメリカ側が賠償額の75%、日本側が25%を負担する。25%は、日本側に非がない場合も負担しなければならない。アメリカ側が100%負担すべきではないかとの疑問がわいてくる。

公務上とは別に、公務外で米兵が罪を犯し、被害者がその損害賠償を請求する場合がある。たとえば、米兵が、殺人、強盗、強制性交といった罪を犯したとしよう。この場合、一般の外国人と同様、被害者は加害者たる米兵を相手に損害賠償を請求できる。しかし、一般に、日本に駐留する米兵には、損害を賠償できる資力はない。

そのため、日米地位協定は、米兵による公務外での損害を補償する仕組みを規定する。前述の公務上における損害賠償では、日本側が損害額を査定し、被害者に賠償金を支払う。その後、米側が日本側に75%を償還する。これに対し、公務外の補償では、日本側が補償額を査定するところまでは同じである。その先が異なる。

日本側の査定を受け取った米側は、補償金を支払うか、また、支払うにしてもいくら支払うか、みずから判断する。米側がまったく補償しない、あるいは、少額の補償金で済ます可能性もある。実際、そのようなケースが多い。日米地位協定では、この補償金を「慰謝料」と呼ぶ。米側の任意・恩恵なので、法的な支払い義務のない「見舞金」と呼ぶのがふさわし

い。

米兵は、みずからの意思で日本に駐留するわけではない。軍の命令による。加害者には賠償金を支払う資力もない。被害者が最終的に頼れるのは、見舞金だけである。米兵にはさまざまな特権が認められる。それにもかかわらず、補償となると、米軍側は任意の見舞金で済ませてしまう。

### 日米行政協定の改正

民事請求権に関する規定は、各種の二国間地位協定によって多少異なるものの、ほぼ同じである。そのルーツは、多国間協定である NATO 軍地位協定に求められる。同協定が各種の地位協定のモデルだ。

新安保条約の締結と同時に、行政協定を改正し、新たに日米地位協定を締結する交渉で、日本側は、NATO 軍地位協定より有利な内容での協定締結をめざした。日本側が望んだのは、NATO 軍地位協定並みではなかった<sup>2</sup>。

それを知る資料として、各省庁の改正要望を記した文書がある。「行政協定改訂問題点 (Problems Raised)」と題されたものだ<sup>3</sup>。改正要望は全部で 57 点ある。そのうち、公務執行中の不法行為の請求権 (18 条 3 項)、公務執行中であるか否かの決定権 (18 条 4 項)、公務外の不法行為の請求権 (18 条 5 項) の問題点として以下がある。

#### 第十八条 3 項

45、厳密には本項に該当しないが関係当事者に対して補償を行うことが正当である如き損害につき、合衆国は日本政府が支払った補償額の七五%償還を行うことにつき好意的考慮を払う。

#### 第十八条 4 項

46、本項を削除して公務執行中か否かの決定権は日本にありとする。または、決定権を日本国籍を有する仲裁人に委ねる。

#### 第十八条 5 項

47、合衆国は報告書に対し正当な考慮を払い、決定を行う前に日本当局と協議する。

48、加害者が既に帰国しあるいは支払能力を欠く等の場合は米軍において慰謝料を払う。

---

<sup>2</sup> 日米地位協定の交渉に関する資料は、『日米安保条約の改正に係る経緯』1 巻から 8 巻に収められている。詳しくは、H22-003、外交史料館を参照。また、日米安保条約の改正の実務を担った東郷文彦安全保障課長 (当時) の『日米外交三十年—安保・沖縄とその後』中公文庫、1989 年 (とくに、86-93 頁) も参考になる。

<sup>3</sup> 「行政協定改訂問題点 (Problems Raised)」 (極秘)、1959 年 3 月 20 日、H22-003 0611-2010-0791-02 目次なし 001、外交史料館。

49、日本国籍の米軍被用者に対する請求権処理の規定を設ける。

米側は、行政協定の実質的な修正には否定的であった。こうした修正が短期間でまとまる見込みはなく、交渉が長引けば、新条約の交渉自体がご破算になる、と米側は日本側に伝えている<sup>4</sup>。

さらに、1959年3月20日の藤山外務大臣・マッカーサー在京米大使との会談で、マッカーサーは藤山につきのように述べた。

米国は新条約に於て日本側の見合う義務なしに日本防衛の義務を引受けるのである。若し行政協定で日本側が無理なことを提出すとなれば上院でも此の話全部を止めろと言ひ出す者が必ず出て来るのである。<sup>5</sup>

こうした米側の状況では、日本側としても、行政協定の改正を強く申し出るわけにはいかなかった。前述の57点の問題点も、日本側の提案ではなく、問題を挙げたトーキング・ペーパー扱いとされた。米側は、日本側の要望を十分検討したわけではない。4月8日の藤山・マッカーサー会談で、マッカーサーは、「十八条の問題を提案することは此の際誤りであると思ふ」とさえ述べたくらいだ<sup>6</sup>。

### 日米地位協定

1959年6月、日米は、行政協定をNATO軍地位協定並みに改正することで決着した。NATO軍地位協定の個々の条項を協議し、それを反映した形で改正案がまとまったわけではない。NATO軍地位協定並みであればよしとし、同協定の規定がそのまま現行の日米地位協定に取り入れられたのである。

以上から、NATO軍地位協定の交渉における議論が、日米地位協定を理解する上で参考になることが理解されよう。民事請求権に関する重要な改正点だけを列挙すると以下である。

(1) 公務執行中の行為による損害に関して、行政協定は、「請求を満足させるために要した費用は、両国政府が合意する条件で分担する。」と規定する(18条3(d))。この負担割合

---

<sup>4</sup> 米保「安全保障新条約に関連する行政協定の取扱について」(極秘)、1959年1月25日、H22-003 0611-2010-0791-02 表紙、外交史料館。

<sup>5</sup> 東郷「三月二十日藤山大臣在京米大使会談録(其一)」(極秘)、1959年3月20日、H22-003 0611-2010-0791-02 目次なし001、外交史料館。

<sup>6</sup> 東郷「四月八日藤山大臣在京米大使会談録」(極秘)、1959年4月8日、H22-003 0611-2010-0791-03 一九五九年三月下旬より五月初旬に至る経緯、外交史料館。



は、行政協定本文ではなく、非公表の交換公文に記されていた<sup>7</sup>。地位協定は、NATO 軍地位協定にならない、本文に負担割合および手続きを記している（18条5項(e)）。

(2) 行政協定では、公務執行中であるか否かはまず米側が決定し、疑いがあるときは合同委員会で協議する（18条4項）。地位協定は、日本国民の中から一人の仲裁人を選定し、その仲裁人が決定すると改めた（18条8項）。

(3) 行政協定では、米兵は、公務執行中の行為について、日本で訴えを提起されない（18条6項(a)）。地位協定は、この場合、米兵は、「判決の執行手続に服さない」と規定する（18条5項(f)）。米兵は、裁判手続きには服する。

### NATO 軍地位協定

現行の日米地位協定のモデルとなった NATO 軍地位協定には、関連の協定がいくつか存在する<sup>8</sup>。いずれも北大西洋条約に由来する。西ヨーロッパ諸国および北米の米国・カナダは、1949年4月4日、ワシントン DC で同条約に署名した。冷戦状況の深刻化にともない、ソ連に対抗すべく、西側諸国は、集団防衛組織の構築を必要としたからだ。

同条約の署名国は、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、アイスランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、英国、米国の12カ国である。1952年にはギリシャとトルコ、1955年には西ドイツが加盟した。冷戦終焉後、同条約の加盟国は、東欧諸国へと拡がり、現在、30カ国である。

NATO は集団防衛組織である。同条約3条は、集団的自衛権の行使を規定する。さらに、5条は、締約国に武力攻撃が行われた場合、締約国が執るべき行動をつぎのように記す。

締約国は、ヨーロッパ又は北アメリカにおける一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する。したがって、締約国は、そのような武力攻撃が行われたときは、各締約国が、国際連合憲章第五十一条の規定によつて認められている個別的又は集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し及び維持するためにその必要と認める行動（兵力の使用を含む。）を個別的に及び他の締

---

<sup>7</sup> 東郷「行政協定関係懸案事項（四月十一日大臣説明用）」、1959年4月11日、H22-003 0611-2010-0791-03 一九五九年三月下旬より五月初旬に至る経緯、外交史料館。この負担割合は、1952年7月の合同委員会で合意された「民事裁判管轄権に関する事項」にも記されていたと思われる。外務省がホームページで公表する同文書には、「3. 損害賠償分担金及び慰謝料請求の手続き」の項目だけが挙げられ、説明がない。同文書は、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/18\\_01a.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/18_01a.pdf) を参照。

<sup>8</sup> 北大西洋条約および NATO 軍地位協定の成立については、Joseph M. Snee(ed.), “NATO Agreements on Status: Travaux préparatoires,” *International Law Studies*, Vol. 54, 1961, pp. 1-6 を参照した。

約国と共同して直ちに執ることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する。<sup>9</sup>

1950年、NATOは、欧州連合軍最高司令部(SHAFE)を創設した。NATO諸国の軍事力を統合する組織である。NATO諸国は、軍事的運用として、他のNATO諸国へ軍隊を展開する。そのため、NATOの軍人・文民が公務を執行するため他のNATO諸国に滞在する場合、その地位を定める多国間協定が必要になった。その結果、NATOは、軍人・文民の地位に関する三つの協定を締結した<sup>10</sup>。

- (1) 「北大西洋条約国の軍隊の地位に関する協定」。1951年6月19日、ワシントンDCで署名。
- (2) 「北大西洋条約機構、国家代表及び国際職員の地位に関する協定」。1951年9月20日、カナダのオタワで署名。
- (3) 「北大西洋条約に基づき設置された国際軍司令部の地位に関する議定書」。1952年8月28日、パリで署名。

このうち、(1)がNATO軍地位協定といわれ、NATO締約国の軍隊が、他の締約国の領域に駐留する場合に生じる問題を扱う。(2)は、NATOの文民職員を対象とし、「文民地位協定」と呼ぶときもある。(3)は、欧州連合軍最高司令部(SHAFE)へのNATO軍地位協定の適用が問題となったので、同協定の議定書として締結された。本ペーパーが対象とするのは、(1)のNATO軍地位協定である。

### 国際法の存在

軍隊は国家の機関である。軍隊が他国で不法行為をおこなった場合、国際法の下で、被害者にどのような救済手段があるのか。

NATO軍地位協定は、一般国際法を構成する部分もあれば、その枠を超え、新たに規範を定立した部分もある。NATO軍地位協定は、国際法の原則を維持しながら、それを超え、被害者の救済を目指した。

外国の軍隊が友好国に大規模、かつ、長期にわたり駐留するのは、第二次世界大戦以降の新たな現象である。冷戦の激化にともない、同盟国間の防衛力を向上させる必要があったからだ。しかし、軍隊は軍事力を保有する。また、軍隊内における規律の維持は、軍隊がその機能を果たすうえで欠かせない。そうした軍隊が、友好国とはいえ、他国に駐留するとなる

---

<sup>9</sup> 鹿島平和研究所(編)、『日本外交主要文書・年表(1)1941-1960』原書房、1983年、105頁。

<sup>10</sup> Snee(ed.), "NATO Agreements on Status," pp. 2-3.

と、問題が生じた場合、条約がなければ、関係国は国際法の原則にしたがってそれを処理しなければならない。

被害者の救済に立ちほだかる国際法の原則として、主権免除および国家責任がある。国際法は「国家対国家」の関係を規律する。国家機関である軍隊を相手に個人が救済を申し立てるには困難がともなう。主権免除によって、被害者は他国を自国の裁判所に訴えられない。また、被害者は、直接、国家の責任を追及できない。被害者の国籍がある国家によって、他国の責任を追及できる可能性があるに過ぎない。

国際法の原則には、被害者の救済に関して、限界がある。その限界を明らかにすれば、NATO 軍地位協定が、被害者の救済にあたって、何をどの程度改善したのかを明確にできる。

### 本ペーパーの目的と構成

本ペーパーの目的は、日米地位協定の民事請求権(18条)の意味を、国際法ならびに NATO 軍地位協定の交渉過程にさかのぼり、解明することである。民事請求権には、国家間の場合もあるので、本ペーパーは、被害者個人の請求権の問題を扱う。

NATO 軍地位協定の民事請求権は、刑事裁判権ほど注目されない。ウィリアム・R・マリノズ米陸軍法務總監部隊(Judge Advocate General's Corps)少佐は、その論考で、NATO 軍地位協定の民事請求権(8条)を刑事裁判権(7条)の「沈黙のパートナー」と呼んだ<sup>11</sup>。本ペーパーはこの問題を掘り下げて検討する。

本ペーパーの構成は、以下である。

2. では、他国に駐留する外国軍隊は、国際法ではどのように扱われるのかを考察する。現在、数多くの地位協定が締結されている。地位協定の規定の多くは、国際法の原則を前提としている。外国軍隊に対する国際法の原則とはなにかを探ってみる。

3. は、NATO 軍地位協定前史と題し、同協定の締結以前における、外国軍隊に対する民事請求権の扱いを検討する。外国軍隊が他国に大規模に駐留するのは第一次・第二次世界大戦時であった。第二次大戦後、NATO 軍地位協定の原型となったのが、西欧5カ国が締結したブリュッセル地位協定である。NATO 軍地位協定以前における民事請求権問題の解決方法を振り返る。

4. では、NATO 軍地位協定における第三者による請求権の概要を紹介する。派遣国軍隊構成員が公務執行上の行為によって損害を与えたときの請求権、および、公務外の行為による損害の請求権が中心となる。

5. は、本ペーパーのハイライトをなす。NATO 軍地位協定の交渉で、各国代表は、民事請求権の問題点をどのように議論したのかを検討する。具体的には、(1)民事請求権の対

---

<sup>11</sup> William R. Mullins, "The International Responsibility of a State for Torts of its Military Forces," *Military Law Review*, Vol. 34, 1966, p. 34.

象となる行為・責任とはなにか、(2)締約国の費用負担はどのように決まったのか、(3)軍隊構成員は公務上の不法行為について裁判に服するのか、(4)公務外の不法行為による損害補償の実態についてである。

6. は、本ペーパーの結論にあたる。NATO 軍地位協定を貫く基本的原理として相互主義がある。NATO 軍地位協定は、日米地位協定とは根本的に異なるこの原理で成り立っている。これにより、日米地位協定の問題点が浮かび上がる。

なお、巻末に「NATO 軍地位協定 8 条と日米地位協定 18 条の比較」と題する資料を掲載した。

## 2. 外国軍隊をめぐる国際法の原則

NATO 軍地位協定の民事請求権は、国際法の二つの原則と関連する。ひとつは主権免除、他は国家責任である。聞き慣れない用語だ。国際法の教科書くらいでしかお目にかかれない。国際法の門外漢にとって、用語だけから内容を推測するのはむずかしい。なるべく具体的な例を示しながら説明する<sup>12</sup>。

国際法は、「国家対国家」の関係を規律する法である。私人は、国際法の直接の主体ではない。本ペーパーは、外国軍隊の不法行為によって私人が損害をこうむった場合、いかなる救済が可能なのかを論ずる。私人の救済を国際法の原則に求めても、最初から望み薄である。

NATO 締約国は、国際法の原則を補完するために NATO 軍地位協定を締結した。とはいえ、同協定 18 条の規定だけで、民事請求権のすべてが理解できるわけではない。背景に国際法の原則が横たわっている。

本節は、この問題に対する国際法の原則とは何かを検討する。これにより、NATO 軍地位協定は、被害者の救済のため、何をどのように改善したのかが明確になる。

### (1) 主権免除

まず取り上げるのが、主権免除である<sup>13</sup>。主権免除の定義として、「国家、外交使節・領事、軍隊・軍艦が、外国の裁判所の管轄権に服しないこと」とある<sup>14</sup>。主権免除は、裁判権免除あるいは国家免除とも呼ぶ。この定義は軍隊を含んでいる。軍隊は国家の機関である。軍隊の公的活動は、国家自体の行為を意味する。外国軍隊が他の友好国に駐留し、不法行為

---

<sup>12</sup> この問題を検討するにあたって参考になる文献として、平賀健太「日米行政協定とこれに伴う民事特別法について」『法曹時報』4 巻 6 号、1952 年 6 月、1-32 頁がある。

<sup>13</sup> 主権免除全般については、水島朋則『主権免除の国際法』名古屋大学出版会、2012 年を参照。

<sup>14</sup> 国際法学会（編）『国際法辞典』鹿島出版会、1975 年、287 頁。

を働いた場合、国家（外国軍隊）は受入国の裁判権に服するのか。主権免除によれば、国家が自発的に外国の裁判権に服するときを除き、外国の裁判権には服さない。

この主権免除の原則は、「平等な者同士は互いに支配することはない」とのローマ法の法諺に由来する<sup>15</sup>。国家が外国の裁判所の裁判権に服することは、国家を従属させることになるので、この原則上、ゆるされない。

### 絶対免除主義と制限免除主義

主権免除に関する国際法の教科書には、絶対免除主義と制限免除主義がかならず登場する。絶対免除主義とは、「訴訟を起こそうとする相手が国家である場合には他国の国内裁判所はそのような訴訟を受理しない原則<sup>16</sup>」である。絶対免除主義はまた、「旗国法原理」(the principle of the law of the flag)と呼ぶこともある<sup>17</sup>。

旗国法原理とは、外国の領土で活動する軍隊は、領土主権者の支配から完全に離れ、その構成員に対し、排他的な裁判権を有するとの考えだ。これに対するのが、領域主権論である。領域内のすべての人に対する裁判権は、排他的かつ絶対的であることを意味する<sup>18</sup>。

絶対免除主義は、国家の活動範囲が拡大していない時代の話である。しかし、近年、国家は、一般の私人がおこなう経済的活動と同様の活動を広くおこなうようになった。たとえば、大使館で執務に必要なパソコンを業者から購入するとしよう。私人がおこなう行為と変わらない。大使館がパソコンの代金を支払わないとき、納入業者は、最後の手段として、裁判に訴える方法もありうる。しかし、絶対免除主義によれば、大使館（他国）を、自国の裁判所に訴えられない。納入業者は、大使館の本国の裁判所に訴えを提起できる可能性はある。手間暇を考えれば、そこまでして代金を回収したいとは思わないだろう。

絶対免除主義および制限免除主義は、本ペーパーとの関係では、さほど重要な区別ではない。本ペーパーが扱うのは、外国軍隊の不法行為によって、受入国の国民が主にその身体に損害を受けた場合だからだ。商取引を扱うわけではない。被害者にとっての主権免除とは、派遣国を自国の裁判所に訴えることができないとの意味になる。これでは、被害者の救済は図れない。

## (2) 国家責任

---

<sup>15</sup> 小松一郎『実践国際法』（第3版）、信山社、2022年、51頁。

<sup>16</sup> 同上。

<sup>17</sup> Serge Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, Leyden: A. W. Sijthoff, 1971, p. 19.

<sup>18</sup> Mullins, "The International Responsibility of a State for Torts of its Military Forces," p. 65.

国家の機関である軍隊は主権免除の対象である。だからといって、国家が軍隊の不法行為に責任を負わないわけではない。軍隊の行為によって受入国の国民に損害を与えたとき、軍隊を派遣した国家の国際法における責任を追及できる場合がある。国家責任とは、ある国が外国人の身体や財産を侵害したときに、外国人の国籍国がその責任を追及することだ<sup>19</sup>。

国家責任が理解しにくいのは、国家責任の追及は国家の権利であるからだ。個人は国際法の主体ではなく、みずから国家責任を追及できない。国家責任を抽象的に論じてもわかりにくい。国家責任追及の典型的な例である外交的保護権で説明する<sup>20</sup>。

### 外交的保護権

ある人が、外国を旅行していたとする。たまたまその国の警察官に不当に逮捕され、大けがを負わされたとしよう。この場合、旅行者は、警察官に損害賠償を請求できる。実際には、警察官を特定して損害を賠償させるには困難がともなう。そこで、警察官の行為によるものなので、滞在していた国の責任を問えないかが問題となる<sup>21</sup>。

問題解決の可能性としては、外交ルートを通じ、旅行をしていた人の国籍国が、旅行をしていたその国の責任を追及し、適当な救済措置を求める方法がある。外交的保護権といわれる。「外国人が在留する国家においてその身体や財産を侵害され、損害を受けた場合に、その者の本国が在留国に対して、適当な救済を与えるように要求すること<sup>22</sup>」である。

外交的保護権は、国家責任追及の典型的な例である<sup>23</sup>。国家が違法行為をおこなったとき、国籍国が領域国の責任を追及できる。外交的保護権がわかりにくいのは、被害者がこの権利を有するのではない点だ。国家が外交的保護権を有する。被害者は、国家に対し、外交的保護権を行使するよう要請できる。しかし、それに応ずるか否かは国家が判断する。国家は、被害が発生した国との関係を考慮しながら、外交的保護権を行使するか否かを決定する。

外交的保護権を行使するにあたっては、被害者はふたつの要件を充たす必要がある。ひとつが「国籍継続の原則」、他は「国内救済完了の原則」である<sup>24</sup>。

---

<sup>19</sup> 岩沢雄司『国際法』東京大学出版会、2020年、560頁。

<sup>20</sup> 私人の権利救済制度と外交的保護については、広瀬善男『外交的保護と国家責任の国際法』信山社、2009年を参照。

<sup>21</sup> 外交的保護権の概要については、James Crawford, *Brownlie's Principles of Public International Law*(9<sup>th</sup> Edition), Oxford: Oxford University Press, 2019, pp. 595-597を参照。

<sup>22</sup> 国際法学会(編)『国際法辞典』鹿島出版会、1975年、73頁。

<sup>23</sup> 国家責任追及における外交的保護制度については、萬歳寛之『国際違法行為責任の研究—国家責任論の基本問題』成文堂、2015年、207-247頁を参照。

<sup>24</sup> この点については、どの国際法の教科書も触れている。代表的な教科書として、小松『実践国際法』(第3版)、196-197頁を参照。

前者によれば、被害者の法益の侵害が発生した時点から、被害者の国籍国が請求するまで、被害者は当該国の国籍を保持しなければならない。請求国の国籍を持たない外国人の場合、請求国は外交的保護権を行使できない。外交的保護権は、その対象を請求国の国籍を有する者に限定する。

後者は、外交的保護権の行使に先立って、被害者は、被害を受けた国で、法律上利用できるすべての救済手段を尽くす必要があるとの原則だ。万策尽きて、請求国は外交的保護権を行使する。

### 外国軍隊構成員の不法行為

それでは、逆のケースはどうなるのか。逆とは、外国の軍隊がある国に駐留し、軍隊構成員がその国民の身体を損傷させる場合である。

第二次世界大戦まで、戦時中を除き、このような例は想定されていなかった。外国に駐在する国家機関といっても、大使館員や領事館員といった外交特権を有する者がほとんどだったからだ。そうした人が、駐在する国の人を傷つける、物を毀損するといった例は稀であった。第二次世界大戦以降、外国軍隊構成員が他の友好国に多数駐留するとなると、話は違ってくる。車両による交通事故や犯罪が頻発する<sup>25</sup>。

そうした事故や犯罪すべてが、国家責任の対象ではない。国家の国際法上の責任が発生するためには、国家機関である軍隊の行為が、故意または過失に基づく必要がある。さらに、その行為に違法性がなければならない<sup>26</sup>。

外国軍隊構成員の例は、外交的保護権の問題ではないだろう<sup>27</sup>。しかし、状況としては、外交的保護権に類似する。まず、国籍の問題がある。外国軍隊の責任を追及するには、被害者は、外国軍隊が駐留する受入国の国籍を有しなければならない。外交的保護権と同様に考えれば、責任を追及しようとする国の国籍を有しない者、つまり、外国人は国家責任の追及を要請できない。

さらに、「国内救済完了の原則」の問題がある。この場合の「国内」とは、駐留する軍隊を派遣した国の「国内」である。被害者は外国で救済を求めなければならない。しかし、外国での救済、最終的には外国での裁判を考えれば、この方法による救済がいかに困難か、容易に想像がつく。

---

<sup>25</sup> Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, p. 268.

<sup>26</sup> 平賀「日米行政協定とこれに伴う民事特別法」10-11頁。

<sup>27</sup> 外交的保護権の問題ととらえる文献もある。一例として、日弁連米軍地位協定に関する合同小委員会「米軍地位協定上の民事裁判権ことに損害補償についての報告（資料）」『自由と正義』28巻4号、1977年4月がある。同報告書は、「被害住民の属する国の政府は、その軍隊の属する国の政府に対して、外交保護権にもとずき（ママ）外交交渉を行い、その請求権の実現をはかり、被害者に補償を行うのが普通である」（103頁）と記す。

国家責任の追及には、以上の制約がある。国家責任は「国家対国家」の問題である。その解決には、自国の政府を通じ、外交手段に頼らなければならない。国際法の下では、被害者である個人は法の客体であって主体ではないからだ<sup>28</sup>。

### (3) 国際法の限界

外国軍隊の構成員に対する被害者の民事請求権について、国際法が明確に定めているわけではない<sup>29</sup>。国際法の原則によれば、被害者の救済は、不十分である。たとえ被害者が賠償を受けられたとしても、その額は十分ではない<sup>30</sup>。以下、国際法の原則の下、被害者の救済がいかに困難かを確認する。

#### 主権免除・国家責任追及の限界

軍隊は国家の機関である。その結果、受入国の被害者が派遣国の軍隊を自国の裁判所に訴えようにも、そこに待ち受けるのが主権免除の原則である。被害者は派遣国軍隊を訴えることができない。ただし、国家の主権免除と国家責任の追及は、異なる問題である。

国家責任の追及は、不法行為がおこなわれた国の領域で、外国人が人身または財産に損害をこうむった場合をもともと想定していた。この問題は、前述のように、外交的保護権として知られる。これに対して、ある国の領土に他国の機関（たとえば、大使や公使）が駐在し、そうした機関によってその国の国民が被害を受ける例は稀であった。

こうした状況は、第二次世界大戦以降、劇的に変わった。とりわけ、軍事同盟である NATO の場合、加盟国の軍隊が、他の加盟国の領土に、多数かつ長期にわたって駐留することが常態となったからだ。これにより、受入国の国民が、駐留軍によって人的・物的損害をこうむる事件が多発した。

この場合、国家責任を追及しようにも、被害者が取り得る手段には限界がある。被害者が外国人の場合、「国籍継続の原則」から、被害は救済されない。また、「国内救済完了の原則」

---

<sup>28</sup> Mullins, “The International Responsibility of a State for Torts of its Military Forces,” p. 61.

<sup>29</sup> 代表的な主張として、Bert A. Abrams, “International Law and Friendly Foreign Forces,” *New York University Law Review*, Vol. 32, No. 2, 1957, p. 364 and pp. 366-367; Aurel Sari, “11. The status of armed forces in public international law: jurisdiction and immunity” in Alexander Orakhelashvili(ed.), *Research Handbook on Jurisdiction and Immunities in International Law*, Cheltenham, UK: Edward Elgar, 2017, p. 320 を参照。

<sup>30</sup> 参考になる文献として、Theodor Meron, “Some Reflections on the Status of Forces Agreements in the Light of Customary International Law,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 6, No. 4, October 1957, pp. 689-694 がある。



によれば、被害者は、派遣国、つまり、外国に出向いて、対処しなければならない<sup>31</sup>。

国家責任は、「国家対国家」の問題である。被害者個人が、直接、国家の責任を追及できない。また、国籍国が国家責任を追及しても、被害者が救済される保証もない。

さらに、国家責任の追及は、国家の機関としての行為が対象である。外国軍隊構成員が、私人として行動し、受入国の国民に損害を与えたとき、派遣国側に責任がなければ、国家責任は追及できない<sup>32</sup>。ただし、外国軍隊構成員がまったくの私人であるか否かについては疑問がある。軍隊構成員による違法行為の場合、公務中と公務外で区別する理由はないとの説もあるからだ<sup>33</sup>。

以上を要約すると、まず、主権免除の原則から、被害者は自国の裁判所に他国の機関である軍隊の不法行為を訴えることは困難である。派遣国を裁判所に訴えられない、あるいは、訴えても当事者適格を欠き、裁判所は訴えを却下する。

主権免除があるからといって、派遣国の国家責任は免除されない。ただし、被害者が受入国に国家責任の追及を要請するには条件がある。「国籍継続の原則」および「国内救済完了の原則」を充たす必要があるからだ。国家機関の行為とはいえない軍隊構成員の私的行為の場合、派遣国は責任を負わない。

### 国際法の原則を乗り越える

国際法の原則の下では、外国軍隊構成員から被害をこうむった者は、被害の救済を求めても、その途が断たれる。これにより、受入国の国民は、外国軍隊に対し、反感を持つことになる<sup>34</sup>。その結果、共同防衛の目的が達成できなくなる。NATO 軍地位協定は、この問題に対処した。同協定は、同盟関係を維持するため、被害者の救済に意を尽くす必要があったのである。

まず、主権免除への対処である。主権免除の原則を変えたわけではない。派遣国には主権免除が適用される。派遣国ではなく、受入国が被害者の請求の問題を処理する仕組みにした。請求は、誰でも可能だ。請求にあたって、「国籍継続の原則」は必要なくなった。また、「国内救済完了の原則」や外交手段といった迂遠な方法ではなく、被害者はみずから受入国を裁判所に訴えることができる<sup>35</sup>。

さらに、国家機関による行為とはいえない私的な不法行為に対しても、救済の途を開いた。

---

<sup>31</sup> Mullins, “The International Responsibility of a State for Torts of its Military Forces,” p. 68.

<sup>32</sup> 岩沢『国際法』571頁。

<sup>33</sup> 平賀「日米行政協定とこれに伴う民事特別法」12頁。

<sup>34</sup> John Woodliffe, *The Peacetime Use of Foreign Military Installations under Modern International Law*, Dordrecht: Martinus Nijhoff, 1992, pp. 208-209.

<sup>35</sup> Ibid., pp. 215-216.

NATO 加盟国の軍隊は、NATO における相互防衛に資するべく、一定の計画に基づき駐留する。ビジネスマンや旅行者が他国に滞在する場合とは異なる。受入国の国民が、派遣国軍隊構成員の私的行為によるとはいえ、被害を受けたとき、共同防衛の実を挙げるには、被害者救済が重要だった。

NATO 軍地位協定の締結にあたっては、国際法の原則である主権免除および国家責任を乗り越え、いかに受入国国民の救済にあたるかが肝要であった<sup>36</sup>。ただし、NATO 軍地位協定の民事請求権条項によって、被害者の救済がはじめて図られたわけではない。それ以前も、不十分であったとはいえ、被害者の救済が試みられた。NATO 軍地位協定の民事請求権条項の概要を記す前に、その前史を振り返る。

### 3. NATO 軍地位協定前史

前節で、民事請求権に関する国際法の原則を検討した。それによれば、国家機関の不法行為（公務上の不法行為）の場合、国家責任の問題として、派遣国に賠償請求できる可能性はある。しかし、この方法が利用できる場合は限定的される。個人は、一定の要件を充たしたうえで、国籍国に国家責任の追及を要請できる。国家責任の追及では問題の解決にはならない。また、公務外の不法行為には、派遣国は責任を負わない。派遣国の兵士から損害を受けた者は、泣き寝入りせざるを得なくなる。そうすると、被害者は、派遣国軍隊があたかも占領軍として振る舞っているとして、反感をいだく<sup>37</sup>。

#### 第一次・第二次世界大戦

第一次世界大戦中、米国、英国、および、その他の連合国の兵士が、フランスの招請により、同国に駐留した。その数は数百万人にのぼる。いち早く駐留したのは、英国軍である。第一次世界大戦は、1914年7月28日に始まり、英国軍は、8月にはフランスに駐留した。当初、両国間には裁判権に関する協定は存在しなかった。戦争が始まってから約1年半後の1915年12月15日、両国はつぎの共同声明を発表する<sup>38</sup>。

---

<sup>36</sup> Ibid., p. 209.

<sup>37</sup> Alwyn V. Freeman, "Responsibility of States for Unlawful Acts of their Armed Forces," *Recueil des cours*(Academie de droit international), 1955 II, Leyde(pays-bas): A. W. Sijthoff, 1956, p. 320.

<sup>38</sup> Agreement Regarding Status of Forces of Parties of the North Atlantic Treaty, Supplementary Hearing before the Committee of Foreign Relations United States Senate, Eighty-Third Congress, First Session on Status of Forces of the North Atlantic Treaty, June 24, 1953, United States Government Printing Office: Washington DC, 1953, p. 19.

英国国王政府及びフランス共和国政府は、現在の戦争中、告発された者がどの領域であろうとも、及び、いかなる国籍であろうとも、各軍隊に属する者について、各軍隊審判所の専属的権限を承認することに同意する。<sup>39</sup>

共同声明以前、英国軍は、請求権問題について、以下の対処をした。英国軍がフランスに到着すると、英国当局は請求権委員会を設置する。英国当局がみずから請求権を解決した。英国側が提示した賠償額に被害者が納得しない場合、上級の機関に訴える途はなかった。そのため、この問題への対処が重要な課題となる。主権免除の原則により、被害者はフランスの裁判所に英国を訴えることができなかつたからだ<sup>40</sup>。

共同声明を受け、1915年12月18日、英仏は正式の協定を結ぶ。同協定では、すべての請求は、英国に代わりフランスが解決する。損害賠償を請求する者は、あたかもフランス軍から損害を受けたかのように、フランス政府を相手に、フランスの裁判所に訴えを提起する。公務上の不法行為については、軍隊受入国（フランス）が派遣国（英国）に代わって賠償にあたる。これは、後のNATO軍地位協定における賠償方式の原型である。同様の協定は、他のほとんどの連合国も締結した。米仏は、1919年12月1日に協定を締結する。同協定は、連合国軍兵士による損害賠償の問題を大幅に解決した<sup>41</sup>。

第二次世界大戦のときも、請求権は第一次世界大戦と同じように扱われた。1944年8月25日に英仏米が交わした三カ国協定によれば、フランスにおける連合国軍兵士による損害は、フランスが賠償する。ただし、軍事行動による損害は除かれる。さらに、1945年2月15日、三カ国間協定の原則を基に、米仏は新たな協定を結ぶ<sup>42</sup>。

戦後になって、ブルム＝バーンズ協定（1946年5月28日）が、フランス国内における戦争中の対米請求権問題を解決した。フランスのレオン・ブルム代表と米国のジェームズ・F・バーンズ国務長官が、交わしたものだ。同協定では、フランスの対米債務を帳消しにし、フランスが新たに無担保で借入れをおこなう代わりに、米国製品、特に映画をフランスの市場に開放した。

同協定には請求権に関する規定（第6項(c)）も設けられた。それには、「一般的な解決の一環として、フランス政府は、・・・1946年7月1日以前のフランス又はフランス海外領土における米軍構成員又は同軍に所属する軍属の作為又は不作為から生じた米国政府に対するすべての未払い請求権を処理し、支払うことに同意した。<sup>43</sup>」とある。対米未払い請求は、フランス政府が支払うことになった。

---

<sup>39</sup> Ibid.

<sup>40</sup> Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, p. 272.

<sup>41</sup> Ibid.

<sup>42</sup> Ibid., 273.

<sup>43</sup> Lend-lease: settlement, 61 Stat. 4175 (1946).

第二次世界大戦の終結によって、フランスに駐留する連合軍は撤退したわけではない。米英仏ソの四カ国は、ドイツを分割占領した。フランスの占領区域は、ドイツと国境を接する地域にあった。米国の占領区域は、フランスの占領区域を越え、さらに東側である。フランスから陸路で米国の占領区域にいたるには、フランスの占領区域を通過する必要があった。占領区域への兵站経路を確保するため、多くの米兵が依然としてフランスに駐留した。

また、東西冷戦の激化によって、1948年3月、英・仏・ベルギー・オランダ・ルクセンブルクの5カ国は、「経済的、社会的及び文化的協力並びに集団的自衛のための条約」(ブリュッセル条約)を締結した。同条約は、ドイツ復興への脅威、および、ソ連の脅威に対抗するための相互防衛協定である。その後、ドイツ復興の脅威よりもソ連の脅威の増大により、欧米12カ国は、1949年4月、北大西洋条約を締結した。集団防衛組織である北大西洋条約機構(NATO)の誕生である。

NATO軍地位協定の原型が、ブリュッセル条約の下で締結されたブリュッセル地位協定である。ただし、同協定は発効することなく、NATO軍地位協定がその基本的な仕組みを受け継いだ。ブリュッセル地位協定の請求権の仕組みを紹介する<sup>44</sup>。

### ブリュッセル地位協定における請求権

ブリュッセル条約の5締約国は、ブリュッセル地位協定の交渉にあたり、完全な相互主義を基礎に、問題全般を扱う協定を締結することで合意した。二国間地位協定の交渉の場合、派遣国は自国軍に対する裁判権が最大限免除されることを目指す。これに対し、受入国は、現地当局の裁判権の最大化を目標に、交渉に臨む。しかし、多国間条約では、締約国は、派遣国にもなれば、受入国にもなる。どちらか一方の利益だけを主張するわけにはいかない。多国間協定であるブリュッセル地位協定の場合、派遣国と受入国の利害のバランスを図る必要があった<sup>45</sup>。これを前提に、ブリュッセル地位協定における民事請求権の規定を検討する。

なお、ブリュッセル地位協定の請求権条項を詳細に紹介した邦語文献はない。資料的な価値もあるので、第三者請求に限らず、民事請求権に関連するすべての条項(8条から10条)を以下に掲載し、解説する。

ブリュッセル地位協定8条は、以下である。

1. 本条2に従い、各締約国は、ブリュッセル条約の結果として存在する軍隊により

---

<sup>44</sup> ブリュッセル地位協定は、Cmd. 7868(21 December 1949), Snee(ed.), “NATO Agreements on Status,” pp. 331-343を参照。

<sup>45</sup> Aurel Sari, “The Immunities of Visiting Forces” in Tom Ruys and Nicolas Angelet(eds.), *The Cambridge Handbook of Immunities and International Law*, Cambridge: Cambridge University Press, 2019, p. 567.

自国の領域内で生ずる第三者への損害に対し、損害が自国の軍隊により生じたとすれば賠償を受ける権利があるすべての場合に、賠償金を支払う責任がある。

この損害に関する第三者による請求は、以下の 6 に従い、自国の軍隊に起因する損害に関する請求について「受入国」に適用される法令に従って提起し、かつ、審査し、それに基づき決定される。これらの請求が合意により解決されないときは、「受入国」の法廷により決定される。受入国の法廷は、自国の軍隊により生じた損害を裁く権限を有するものである。その場合、「受入国」の政府は、請求に対する弁護を担う。

2. 本条の規定は、以下には適用されない。

(a) ブリュッセル条約に関連して使用される船舶に対する海難救助請求権、又は衝突によって生じた損害に対する当該船舶への請求権。これらの請求は船舶が所属する締約国の当局に対して提起される。

(b) (i) いずれかの締約国の公務中の「軍隊構成員」によって、軍隊構成員の身体が受けた損害、又は、(ii) 国に属する財産及びいずれかの締約国の軍隊（海軍、陸軍、空軍）若しくはその部隊が使用する財産によってこうむった損害。

これらいずれの場合も、損害に責任を有する者が所属する軍隊の国に対し請求権を有しない。

3. 本条 4 に従い、1 の請求を満たす費用は、合意された一定の間隔で、締約国間でその後異なる合意がなされない限り、暫定的に次の通り分担する。

	パーセント
イギリス -----	50
フランス -----	25
ベルギー・オランダ・ルクセンブルク -----	25

4. 損害が生じた領域の国は、自国の軍隊のみが責任を有する損害の費用について、3 に基づく負担額を請求できない。

5. 4 の規定が、特定の事例に適用されるか否か疑義がある場合、ブリュッセル条約防衛機構の参謀長委員会が決定する。

6. 国の財産に対する損害（上記2により除外されず、かつ、上記4の対象とされない。）の場合、損害額は、他の締約国と協議の上、「受入国」が指名し、かつ、司法の上級の地位を現に有し、又は有したことがある自国民の中から選定する仲裁人が査定し、上記3に従って分担する。

本項は、次に掲げる額に達しない場合には適用されない。

ルクセンブルク -----	70,000	ルクセンブルク・フラン
ベルギー -----	490,000	ベルギー・フラン
フランス -----	70,000	フランス・フラン
オランダ -----	5,320	フローリン
連合王国 -----	500	ポンド

前記の通貨間の為替相場に著しい変動があった場合には、締約国は、交換書簡により、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

7. 「外国軍隊の構成員」がその公務の過程において締結した契約から生ずる請求は、本条のこれまでの規定の適用から除外される。それらの請求は、「外国の軍隊」の当局が処理し、他に解決できない場合には、「受入国」の裁判所がその請求について裁判権を有する。

ブリュッセル地位協定8条の第三者請求は、NATO軍地位協定8条5項とは異なり、軍隊構成員の公務執行による不法行為などを明記していない。広く、「ブリュッセル条約の結果として存在する軍隊により自国の領域内で生じた第三者の損害」と規定する。ただし、軍隊の公的活動が前提となる。

ブリュッセル地位協定は、外国軍の定義を置いている（1条1項(a)）。それによると、「外国軍」とは、ブリュッセル条約の下、他の締約国の領土に位置し、職務の遂行にあたる締約国軍隊を意味する。したがって、公務の執行が、当然のこととして含まれる。

ブリュッセル地位協定9条は、外国軍隊構成員の不法の作為・不作為から生ずる請求権で、公務の執行によらない場合を規定する。8条は、9条との対比から、公務執行から生じる損害を含めた幅広い請求権を扱う意味となる。

前節で、第一次世界大戦、第二次世界大戦、さらに、第二次世界大戦後の請求権の処理を振り返った。ブリュッセル地位協定は、それらと同じ請求権の解決方法を採用した。外国軍隊の不法行為に対する請求権は、あたかも自国の軍隊による不法行為のように、受入国が処理する。派遣国には主権免除の原則が適用されるからだ。

ブリュッセル地位協定は、締約国間の賠償額の比率を事前に定めた（8条3項）。英国50%、

フランス 25%、ベルギー・オランダ・ルクセンブルクが合計で 25%である。この方法は、これまでの個別の協定とは一線を画し、斬新なものであった。ブリュッセル条約の加盟国軍隊が、他の締約国内で活動することは、全加盟国の防衛に資するとの考えに基づく<sup>46</sup>。この比率になった理由として、ブリュッセル地位協定の締約国に派遣する兵士の割合が考慮された可能性がある。

4 項は、自国内で損害が起き、その損害の責任が自国の軍隊のみにあるとき、他の締約国に、3 項に規定する負担を請求できない旨を規定する。責任を有する国が、100%負担する。さらに、第三者に対する責任の有無について疑問があるときは、5 項でブリュッセル条約防衛機構の参謀長委員会が決定する。

### ブリュッセル地位協定における公務外の不法行為

9 条は、外国軍隊構成員が公務外で不法行為をおこなった場合の請求権（契約上の請求権を除く。）を規定する。以下である。

1. 不法の作為又は不作為で公務の執行に関係しないものから生ずる「外国軍隊構成員」に対する請求権は、本条の次の項に従って処理する。

2. 「受入国」の政府は、すべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。次に、その報告書を「派遣国」の当局に交付し、派遣国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払いを申し出るかどうかを決定し、申し出る場合には、その額を決定する。

「派遣国」の当局が、慰謝料の支払いを決定したときは、派遣国の当局はみずからその支払いを行うことにより請求を解決することを申し出る。被害者がその申し出を受諾したときは、派遣国の当局は、その決定及び支払った額を「受入国」に通知する。

3. 本条前 2 項の規定は、本条に関連し、「外国軍隊構成員」に対する請求を受理する「受入国」の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

他国に駐留する軍隊構成員が、公務外で、つまり、私的立場で受入国の住民の権利を侵害する行為をおこなったとき、国際法上、派遣国の国家責任を追及できない。不法行為者が賠償責任を負う。ただし、その者の行為について、派遣国軍隊に監督責任があれば、別途、その責任の問題が生じる場合がある。

公務外の不法行為のほとんどでは、軍隊構成員は賠償できる資力を有しない。ブリュッセル地位協定は、公務外の不法行為に関し、派遣国が任意で損害を補償する制度を設けた。そ

---

<sup>46</sup> Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, p. 275.

れが慰謝料の支払いである。ただし、慰謝料の支払いは、派遣国の義務ではなく、支払うか否かは派遣国の判断による。

NATO 軍地位協定の公務外の不法行為に対する補償の規定は、ブリュッセル地位協定 9 条をほぼそのまま受け継いだ。9 条 2 項の手続きは、以下である。派遣国軍隊構成員によって、受入国で第三者に公務外で損害が生じたとき、受入国はその補償額を査定し、報告書を作成する。受入国は、派遣国にその報告書を交付する。派遣国は、報告書を参考に（報告書に拘束力はない）、独自に補償額を査定し、慰謝料を支払うか否かを決定する。慰謝料の支払いが決定し、被害者がその補償額で満足すれば、派遣国は、直接、被害者に慰謝料を支払う。これにより、支払い手続きは完了する。

3 項の規定は、受入国・派遣国のいずれに対しても損害の補償を請求できないが、加害者本人に対する損害賠償の訴えを裁判所に提起できるとの意味だ。加害者は、一般の私人と同じ扱いになる。派遣国による慰謝料の支払いは、受入国の裁判権に影響しない。

#### **ブリュッセル地位協定における公務の裁定**

ブリュッセル地位協定 10 条は、以下である。

「外国軍隊構成員」の不法の作為又は不作為が公務の執行に関連したものであるかどうか疑問が生じたときは、その問題は、8 条 6 項の仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の決定は、賠償請求が提起された裁判所で、最終的のものとする。仲裁人には、公正に決定を下すために必要なすべての情報が提供されるものとする。

8 条 6 項は、国の財産に損害が生じたとき、仲裁人が損害額を査定するとの規定であった。10 条は、外国軍隊構成員の行為が、公務の執行か否か疑問が生じたとき、同じく仲裁人に裁定を仰ぐ規定である。公務執行上か、それとも、公務外かによって、賠償額あるいは補償額がおおきく変わってくる可能性がある。公務上か公務外のどちらであるかを決定する権限を仲裁人に委ねたのである。

NATO が西欧連合防衛機構の機能を引き継いだため、西欧 5 カ国は、ブリュッセル地位協定を批准しなかった。NATO 軍地位協定が、同協定の基本的な仕組みを受け継いだ。NATO 軍地位協定も、ブリュッセル地位協定における相互主義の原則に基づいている<sup>47</sup>。つぎに、NATO 軍地位協定における民事請求権条項を概観しよう。

#### **4. NATO 軍地位協定の概要**

---

<sup>47</sup> Sari, “The Immunities of Visiting Forces,” p. 568.



### **NATO 軍地位協定における請求権**

NATO 軍地位協定の交渉は、二つの原則の基に進められた<sup>48</sup>。まず、国際法の原則、とくに主権免除の原則に違反しないことである。つぎに、軍隊に与えられた裁判権免除によって、賠償あるいは補償の対象とならない損害を生じさせないことである。

これらの原則に基づき、NATO 軍地位協定の民事請求権に関する規定（8条）は、以下の三つの事項について、基本的なルールを規定する。

第一に、締約国は、その軍隊が公務を執行する際に発生し、または、こうむった損害に対する国家間の請求権を相互に放棄する。国家間の請求権の問題なので、本ペーパーでは取り上げない。

第二に、軍隊構成員による公務執行中の作為または不作為に起因する第三者の請求である。この場合、派遣国は受入国の裁判所の裁判権から免除される。軍隊構成員に対する裁判権は免除されないが、裁判の執行には服さない。これでは、被害者は泣き寝入りせざるを得ない。そこで、救済方法として、被害者は、派遣国ではなく、受入国に損害賠償を請求する。受入国は、その請求を自国の軍隊の活動から生じる請求に関して適用される法律・規則にしたがい、解決する。

第三に、軍隊構成員による公務外の請求については、派遣国が、慰謝料として任意で被害者に補償する場合がある。一般に、軍隊構成員には、賠償支払いの資力はないからだ。しかし、公務上の不法行為とは異なり、被害者への補償は十分とはいえない。

まずは、以上の仕組みとなった背景から論じる。

### **国際法の原則からの転換**

北大西洋条約は、集団防衛に関する条項を置いている点はすでに述べた。これにより、条約地域の防衛のため、NATO 軍を構成する締約国の軍隊が、他の締約国の領土へ駐留することが想定された。派遣国軍隊の地位が、受入国ごとに異なるのでは、派遣国軍隊の効果的かつ迅速な展開はできない。派遣国と受入国との間で派遣国の軍隊の地位について、統一的な仕組みを設ける必要があった<sup>49</sup>。その結果、生まれたのが、NATO 軍地位協定である。

NATO 軍地位協定は、国際法の原則について、以下の転換を図った。

主権免除の原則の下では、被害者が派遣国を相手に訴えを提起しようにも、裁判所はその訴えを却下する。そこで、NATO 軍地位協定は、主権免除を回避するため、被害者は、派遣国ではなく、受入国を相手に請求の訴えを提起できる、とした。その結果、主権免除の障壁が取り除かれた。ただし、主権免除の原則が存在しないわけではない。主権免除があるか

---

<sup>48</sup> 詳しくは、Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, p. 277 を参照。

<sup>49</sup> Freeman, "Responsibility of States for Unlawful Acts of their Armed Forces," pp. 403-404.

からこそ、派遣国ではなく受入国を訴えの対象としたのである。

つぎに、国家責任を追及するには、前述のように、被害者は、「国籍継続の原則」および「国内救済完了の原則」の要件を充たす必要がある。NATO 軍地位協定は、「国籍継続の原則」を撤廃した。被害者は、締約国以外の第三者であれば、外国人・法人を含め、だれでも損害賠償を請求できる。また、「国内救済完了の原則」も必要ない。直接、受入国を相手にする。被害者は、「国家対国家」による救済に頼る必要がなくなった。

このような仕組みが設けられた背景に、NATO 軍地位協定における公務上の犯罪では、派遣国が第一次裁判権を有していることがある。これと損害の賠償とは表裏一体の関係にある。刑事裁判権が派遣国側にあるにもかかわらず、被害者を救済する仕組みがなければ、被害者は法の空白状態に置かれる。公務上の犯罪では、派遣国が第一次裁判権を有する見返りとして、被害者の請求手続きを完備する必要があったのである<sup>50</sup>。その仕組みをつぎに説明する。

### 公務上の行為に対する第三者請求

派遣国軍隊が受入国の領域内で、公務の執行上、あるいは、その責任を有する行為によって、第三者に損害を与え、または、第三者を死傷させる場合が起こりうる。8条5項は、第三者がこうむった損害に対する請求の解決および支払いの手続きを定める。示談などで問題を解決できないとき、裁判の手続きはつぎのようになる。

受入国は裁判の被告として出廷し、賠償金支払いの責任を負う。派遣国は、受入国の裁判所の裁判権から免除されるからだ。その一方で、派遣国は受入国に費用を償還する義務を負う。これにより、派遣国軍隊が与えた損害は埋め合わされる<sup>51</sup>。

8条5項は、以下から始まる。

5 公務執行中の軍隊の構成員若しくは軍属の作為若しくは不作為又は軍隊若しくは軍属が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、受入国の領域においていずれかの締約国以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、受入国が次の規定に従って処理する。

派遣国軍隊構成員が、公務上の不法行為によって、第三者に損害を与えたときの請求権の規定である。受入国は、損害が自国の軍隊の活動から生じたのみならず、請求権の問題を解決

---

<sup>50</sup> Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, pp. 271-272 and pp. 299-300.

<sup>51</sup> Meron, "Some Reflections on the Status of Forces Agreements in the Light of Customary International Law," p. 694.

する。

この条項は、受入国が派遣国に代わって(substitute)、公務上の損害の請求権を処理すると説明される<sup>52</sup>。この代替の手続きは、国際法の原則である主権免除を維持しながら、被害者へ賠償するための法的手段となる<sup>53</sup>。しかし、この条項には、「代わって」とか「代理して」といった文言はない。派遣国には主権免除が適用されるので、被害者の裁判を受ける権利が奪われないよう、受入国が請求権の問題を処理する。

この代替に関して、ラザレフは理論的問題を提起する。それによると、代替の意味について、ふたつの考え方がある。ひとつは、受入国が請求の解決に法的責任を負う。もうひとつは、派遣国が責任を負い、受入国は派遣国に代わって解決する<sup>54</sup>。責任の主体は、派遣国か、それとも、受入国かである。この問題が理論的であるとの意味は、どちらにせよ、受入国が、請求の解決に当たる点に変わりがないからだ<sup>55</sup>。

主権免除の考え方からすれば、派遣国に責任があるとの考えが妥当である。受入国が派遣国に代わって請求を処理するのは、被害者救済のために過ぎない。派遣国が請求を処理すれば、それに越したことはない。裁判において、派遣国が主権免除を主張せず、裁判を受け入れることも、可能性としてはありうる。

8条5項に戻ると、請求権が生ずる第三者損害として、以下のふたつがある。

- (1) 公務執行中の軍隊の構成員若しくは軍属の作為若しくは不作為
- (2) 軍隊若しくは軍属が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故

(1)の「公務執行中」はわかりやすい。これに対し、(2)の「法律上責任を有する」の意味は明瞭でない。請求に関する米陸軍の解説書は、軍隊が法律上責任を有するとは、次の意味であると説明する。

これは、軍隊構成員または軍属の従業員が、その雇用の範囲内で行動する間に行った作為または不作為を想定するが、これらの従業員は軍属の定義には含まれない。例えば、無国籍者は軍属にはなれない。しかし、彼らを雇用する軍隊または軍属は、彼らが雇用の範囲で過失または不正な作為または不作為によって引き起こした損害および負傷に法的責任を負う。<sup>56</sup>

---

<sup>52</sup> Jody M. Prescott, “22. Claims” in Dieter Fleck(ed.), *The Handbook of the Law of Visiting Forces*(Second Edition), Oxford: Oxford University Press, 2018, p. 283.

<sup>53</sup> Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, p. 321.

<sup>54</sup> Ibid.

<sup>55</sup> Ibid., p. 327.

<sup>56</sup> Department of the Army, *Claims*(Department of the Army Pamphlet 27-162), June

NATO 軍地位協定の用語解説によれば、軍属とは、「締約国の軍隊に随伴する文民たる人員で、その締約国の軍隊に雇用されているもの」とある（1条1項(b)）。また、無国籍者は軍属になれない。法的責任とは、軍隊構成員および軍属が雇用した従業員の行為から生じた損害について責任を負う趣旨となる。軍隊構成員および軍属の責任が、従業員の行為による損害まで広がった<sup>57</sup>。この点に関する交渉過程における議論は興味深い。それについては、次節で触れる。

つぎに、受入国の当局が、第三者からの請求にしたがうべき手続き、ならびに、費用の分担の規定が置かれている（5項(a)から(e)）。手続きとして、請求の処理は受入国の法令に従って行う。被害者にとって、受入国が自国の法律に従い請求権を処理することにはメリットがある<sup>58</sup>。受入国は、自国の軍隊の活動から生じる損害賠償と同様に、第三者からの請求を解決する義務を負う。これにより、被害者は、自国の軍隊による損害賠償と同等レベルの賠償を期待できる。請求の支払いは、合意であろうが、裁判であろうが、締約国を拘束し、最終的である。

この手続きにより、被害者が派遣国を裁判所に訴えることができない主権免除の問題は回避される。また、外交ルートを通じ、国家責任を追及する迂遠な方法ではなく、受入国を相手に損害賠償を請求できる仕組みが確立された。

なお、ある事件が公務の内外いずれで発生したのかを判断する者について、NATO 軍地位協定は定めていない。両国間で合意が得られず、紛争になった場合のみ、この問題を解決するため、関係締約国は、仲裁人を選定する。仲裁人の裁定は、最終的である。仲裁人は、「司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある受入国の国民の中から選定される」。被害者は、仲裁人が受入国の国民から選ばれるので、安心感が得られる。

費用の分担については、二当事国の場合のみを説明する。損害の発生に対して派遣国のみが責任を有するとき、費用の負担割合は、派遣国が75%、受入国が25%である。派遣国・受入国の双方に責任があるとき、または、いずれの国に責任があるのかを特定できないときは、負担額を均等に分担する。

派遣国のみが責任があり、受入国に非がなくても、受入国は25%を負担しなければならない。75%は受入国が派遣国に求償し、派遣国が受入国に支払う。この費用分担の方法から、派遣国の主権免除は実質的に回避されている。派遣国による75%の支払いには重要な意味がある。これにより、派遣国には、自国軍が引き起こす損害を軽減するインセンティブが働

---

1962, pp. 163-164.

<sup>57</sup> この点は、ラザレフの解釈も同じである。Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, p. 302.

<sup>58</sup> Prescott, "22. Claims," pp. 291-292.

く。受入国は、25%の負担があるので、請求額を合理的な範囲に収めなければならない<sup>59</sup>。ただし、75%・25%の比率に、明確な根拠があったわけではない。交渉過程では、いくつかの案が登場し、妥協の産物としてこの数字に落ち着いた。この点についても、次節で検討する。

### **公務外の行為に対する第三者請求**

派遣国の軍隊構成員が公務外で第三者に損害を与えたとき（車両の不正使用を含む）、派遣国が被害者に慰謝料を支払うことがある（8条6項・7項）。国際法的にみれば、これらは私人による損害と同じ扱いとなる。派遣国に責任はない。しかし、NATO 軍構成員は、NATO 軍の計画により、他国に移動・駐留する。まったくの私人ではない。そのため、NATO 軍地位協定は、公務外の行為に対する第三者請求の場合、派遣国が慰謝料を支払う制度を設けた。政治的あるいは人道的な理由から、派遣国による補償が望ましいことによる。

派遣国による慰謝料支払いの手続きは、以下である。受入国の当局は、請求を審査し、補償額を査定する。そのうえで、受入国の当局は、報告書を作成する。受入国は、その報告書を派遣国の当局に交付する。報告書に記載の補償額は、受入国による勧告の意味しかない。派遣国は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定する。この申し出は、派遣国の裁量による。かならず申し出なければならないわけではない。ただし、申し出る場合には、その額を決定する。慰謝料の額も、受入国の当局が報告書に記載した補償額に拘束されない。公務執行上のときとは異なり、派遣国は慰謝料の額をあらためて査定し、任意にその額を決定する。

被害者が派遣国提示の慰謝料を受け入れたときは、派遣国はみずから被害者に慰謝料を支払う。ただし、その額を受け入れないときは、被害者が加害者を裁判所に訴えることに影響はない。このことは、公務執行上の行為に対する請求を除き、派遣国は、受入国の裁判所の民事裁判権からの免除を請求してはならないとの規定からも明らかだ（8条9項）。

## **5. NATO 軍地位協定の意味**

本節では、NATO 軍地位協定の意味を検討する。NATO 軍地位協定の概要は前節に記した。協定の規定をめぐって、各国代表は、交渉過程でどのような議論をたかかわったのかを分析する。とくに、争いのある、または、疑問となる四点を取り上げる。それらは、民事請求権の対象となる行為・責任とは何か、締約国の負担割合はどのように決まったのか、軍隊構成員は公務上の行為について裁判に服するのか、公務外の不法行為による補償の実態はどうか、である。

---

<sup>59</sup> Ibid., p. 292.

## NATO 軍地位協定交渉の組織と資料

交渉における問題点を取り上げる前に、NATO 軍地位協定交渉における組織および資料を紹介する<sup>60</sup>。まずは、交渉組織である。

NATO 軍地位協定に関する交渉は、1951年1月29日に開かれた第1回作業部会から始まる（文書記号、MS-R(51)1）。この作業部会と代理理事会で交渉が行われた。代理理事会は、作業部会より上位の機関である。なお、1952年のNATOの再編後、理事会が代理理事会を引き継いだ。

作業部会を補佐する下部組織として、財務小委員会と法務小委員会が設けられた。NATO12カ国の代表一名が作業部会を構成し、二つの小委員会も同じメンバーである。

作業部会で議論のたたき台となった原案は、地位協定にもっとも関連の深い代表者が代理理事会に提出した。地位協定では、米国が原案を提出している（文書記号、D-D(51)23）。ブリュッセル地位協定も交渉の基礎とされた。各国代表は、米国原案とブリュッセル地位協定を比較しながら交渉を進める<sup>61</sup>。

NATO 軍地位協定の最終草案が固まるのは、1951年6月1日である。米国は、何度か修正案を提示し、それを基に、作業部会は新たな修正案を作成し、検討した。交渉期間は、4カ月ほどであった。

つぎに、交渉に関する資料である。資料は、ジョセフ・M・スニーが編集した“NATO Agreements on Status: Travaux préparatoires”に収められている<sup>62</sup>。交渉に関する資料は膨大なものがある。同文献は、そのうちの主要な資料を整理した。機密指定が解除されておらず、未収録の資料もある。

本ペーパーで引用する文書記号にも触れておく。第1回作業部会および米国原案の文書記号を上挙げた。会議での議論は、“Summary Records”として報告される。第1回作業部会のMS-R(51)1は、Meetings of the Working Record Groupの1951年、文書1を意味する。MSがMeetings、RがRecordの略称である。財務小委員会(Financial Subcommittee)あるいは法務小委員会(Judicial Subcommittee)の文書には、それらが追加される。米国原案のD-D(51)23は、Meetingsに関連するDocumentsを示し、Deputies Documents（代理理事会文書）の1951年、文書23である。

### (1) 民事請求権の対象

---

<sup>60</sup> この点について、詳しくは、Snee(ed.), “NATO Agreements on Status,” pp. 7-8 を参照。

<sup>61</sup> MS-R(51)1, para 4, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 29 January 1951.

<sup>62</sup> Snee(ed.), “NATO Agreements on Status,” pp. 1-696.

## 請求の対象

派遣国軍隊構成員が第三者に損害を与えたとき、NATO 軍地位協定ではその者が公務執行中か、それとも、公務外かによって、取り扱いが異なる点はすでに述べた。前者の公務中の場合、受入国が第三者からの請求を処理するのは、以下のふたつのケースとなる。ひとつは、軍隊構成員等の作為または不作為により第三者に損害が生じたときである。他は、法律上責任を有する軍隊構成員等の作為、不作為、または事故である。両者の違いはどこにあるのか。

外務省機密文書である『日米地位協定の考え方・増補版』の説明には、「公務執行中の米軍人等の作為等は、米軍が「法律上責任を有する」ものの典型的なものとして例示されているに過ぎない。<sup>63</sup>」とある。それならば、両方を規定する必要はない。「法律上責任を有する」と記せば足りたはずだ。しかし、そうはなっていない。派遣国軍隊構成員のどのような行為を対象とするのか、交渉当事者に考え方の違いがあったことをうかがわせる。

## 米国原案

議論の出発点として、ブリュッセル地位協定の第三者損害に関する規定を振り返ってみる。同協定 8 条 1 項は、各締約国が第三者に賠償金を支払う責任があるのは、「ブリュッセル条約の結果として存在する軍隊により自国の領域内で生ずる第三者への損害に対し」としか記していない。

この規定の表現は、NATO 軍地位協定のそれとは異なる。公務執行中の軍隊構成員等の行為、あるいは、軍隊構成員が法律上責任を有する行為によって損害が生じたと具体的に述べていないからだ。他国に軍隊が存在し、受入国の第三者に損害を与えれば、各締約国が賠償の責任を負う。ただし、前述のように、ブリュッセル地位協定には、「外国軍」の定義がある（1 条 1 項(a)）。外国軍は、職務を遂行（公務を執行）することが前提となっている。

これに対し、米国原案（1951 年 1 月 23 日）7 条 1 項は、以下である。

1. 一締約国の軍隊構成員が、非戦闘活動に付随する公務を執行することにより、他の締約国の領域内の私有財産に損害を与え、若しくはこれを損失若しくは破壊し、又は、同領域内の個人の傷害若しくは死亡を生じさせたときには、その損害、損失、破壊、傷害又は死亡に関する賠償請求についての支払い責任は、本条の規定に従い受入国にあるものとする。<sup>64</sup>

締約国の軍隊構成員が、公務の執行により第三者に損害を与えたとき、受入国が賠償請求

---

<sup>63</sup> 琉球新報社（編）『日米地位協定の考え方・増補版』高文社、2004 年、172 頁。

<sup>64</sup> D-D(51)23, Status of Forces Agreement--Draft Submitted by the United States Deputy, 23 January 1951.

の支払い責任を負う。ブリュッセル地位協定では、各締約国が責任を負う。負担割合については後述する。その後の米国修正案でも、この点に変更はなかった<sup>65</sup>。

### フランスの提案

4月7日、フランス政府は、この損害の対象には問題があるとの意見を述べている。これまでの修正案にある「軍隊構成員又は軍属が受入国の領域内で公務を執行する際の行為に起因する」との文言によって、損害又は損失の種類が制限される。ブリュッセル地位協定8条1項の文言に戻すべきだ、とフランスは主張した<sup>66</sup>。

4月19日に開かれた作業部会で、フランス代表は、以下を述べた。

現在の文言は、[軍隊構成員の]行為が公務執行中に行われたことを理由に、[派遣国の]責任を免除する。・・・多くの場合、間違いなく、特定の損害が外国軍隊構成員の公務によって引き起こされたことを証明するのは不可能である。従って、本条項の文言は協定の適用範囲を大幅に制限する効果を持つ。・・・派遣国の責任が認められたとしても、損害が賠償されることはない。なぜなら、派遣国は裁判権の免除を享受するからだ。フランス代表団は、ブリュッセル条約の枠組みで締結された地位協定8条1項の文言に戻ることを希望する。次の文言となる。「本条1、2および3に従い、各締約国は、北大西洋条約の結果として駐留する軍隊により自国の領域内に生じた第三者への損害について、損害が自国の軍隊によって生じたときに賠償を受ける権利があるすべての場合において、損害を賠償する責任を負う。」<sup>67</sup>

フランス代表は、これまでの修正案では、賠償金の支払いが公務執行中の行為に限定されることに懸念を示した。公務執行中であるか否かの立証は困難なので、立証できない場合、国際法の原則に戻って、派遣国に主権免除が適用される。その結果、派遣国側に責任があるとしても、賠償金は支払われない。派遣国に責任があれば、広く損害を賠償すべきだとの意見であった。

この件に関するその後の交渉の経緯は、公表文書からは明らかでない。このフランス代表の発言を受けて、NATO軍地位協定8条5項の冒頭の文言となったのであろう。派遣国軍

---

<sup>65</sup> MS-D(51) 11(R), Status of Forces Agreement--Revised Text (Articles I-V, IX, XI-XIX) of the Draft, 20 February, 1951. この点は、D-D(51) 57, Status of Forces Agreement--Revised Draft, 28 February 1951 も基本的に同じである。

<sup>66</sup> MS-D(51) 19, para 8, Status of Forces Agreement--Observations by the French Government, 7 April 1951.

<sup>67</sup> MS-R(51) 10, para 21, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 19 April 1951.



隊構成員による公務執行中の行為だけでなく、派遣国の軍隊が法律上の責任を有するときも、受入国が請求権の問題を処理する。また、「法律上の責任」と「法律上」が付け加えられた。道義上の責任は、請求権の対象外であり、それを明確にするためである<sup>68</sup>。受入国が賠償金の支払いを処理するにしても、各締約国間で賠償金の分担をどのようにするかが次の問題となる。

## **(2) 締約国の負担割合**

締約国の負担割合は、交渉中、もっとも難航した問題である。各国代表は、激論を交わした。

### **米国原案における費用負担**

米国原案では、公務執行上の行為による賠償金は、受入国が支払う。ただし、受入国が100%負担するのではない。締約国の負担は以下であった（7条5項）。

5. 本条の規定に基づく請求に応じるため締約国が負担した費用は、北大西洋条約計画に基づく集団的防衛措置の総負担をできる限り公平に配分するとの観点から、北大西洋地域の安全に対する各国の貢献の評価において十分に考慮されるものとする。<sup>69</sup>

この米国原案とブリュッセル地位協定の民事請求権に関する規定を比較してみよう。ブリュッセル地位協定は、締約国の負担割合を事前に定めた。たとえば、英国は50%となる。これに対し、米国原案における負担の仕組みは、「北大西洋条約計画に基づく集団的防衛措置の総負担をできる限り公平に配分するとの観点から、北大西洋地域の安全に対する各国の貢献の評価において十分に考慮される」と抽象的である。これでは、締約国の負担割合がどの程度になるのか不明である。

米国原案は、NATO 全体の総負担のなかに賠償額も組み入れ、さらに、北大西洋地域の安全に対する各国の貢献も加味する。貢献度が高いのは米国である。米国の責任が重いときも、米国の貢献度を加味して、NATO 全体の総負担のなかに賠償額が潜り込み、米国の負担が少なくて済む可能性があった。

### **米国原案への反対**

---

<sup>68</sup> MS-R (51) 18, paras 29 and 30, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 1 May 1951.

<sup>69</sup> D-D(51)23, Status of Forces Agreement--Draft Submitted by the United States Deputy, 23 January 1951.

米国は、2月9日に修正案、2月12日に再修正案を提示し、若干の修正を試みた<sup>70</sup>。米国原案によれば、受入国にとって費用の負担が不当になる、あるいは、不釣り合いになる可能性がある。そこで、米国修正案は、受入国の要請により派遣国が費用を負担できるよう、この問題を両当事国間の交渉の対象とするとの規定を盛り込んだ。受入国の負担を軽減するためである<sup>71</sup>。

2月14日に開かれた財務小委員会で、委員長は米国原案について各国代表の意見を求めた。ベルギー代表は、つぎの三点から、米国原案に反対を表明した<sup>72</sup>。

第一に、賠償金を即時に負担するよう派遣国に義務づけるべきだ。これにより、派遣国はその軍隊構成員をより厳格に監督せざるを得なくなる。第二に、受入国の国民との関係では、財政制度のせいで外国軍隊の構成員がばかげたことをした、と受入国の国民から非難されないようにすべきだ。第三に、米国案の賠償制度は、財政的な面のみを負担配分の前提としている。ベルギー政府は、財政的な基準のみによって共通防衛の負担を配分することには賛成しない。この配分には、財政面だけではなく、加盟国が共同防衛に貢献する具体的な要素を考慮すべきだ。

ベルギー代表の見解は、他の大多数の代表からも賛同を得た。財務小委員会の委員長は、米国修正案は心理的または財政的な理由から採択できないと述べ、各国代表に新たな案を提出するよう求めた<sup>73</sup>。

### フランスの提案

フランス代表は二つの案を提示した<sup>74</sup>。以下、仏第一案、仏第二案と呼ぶ。

仏第一案は、ブリュッセル地位協定の仕組みを盛り込んだものだ。請求の解決から生じる金銭的負担を、事前に決めた比率に応じ、各締約国に自動的に配分する。ブリュッセル地位協定の場合、締約国は5カ国に過ぎず、単純な比率であった。

---

<sup>70</sup> MS-D(51)4, Status of Forces Agreement--United States Redraft of Article VII (9 February 1951) ; MS-D(51)4(R), Status of Forces Agreement--Revised United States Redraft of Article VII (12 February 1951).

<sup>71</sup> MS(F)-R(51)3, para 2, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status (Financial Subcommittee), 14 February 1951.

<sup>72</sup> MS(F)-R(51)3, para 4, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status (Financial Subcommittee), 14 February 1951.

<sup>73</sup> MS(F)-R(51)3, para 5, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status (Financial Subcommittee), 14 February 1951.

<sup>74</sup> MS(F)-R(51)3, para 6, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status (Financial Subcommittee), 14 February 1951.

これに対し、仏第一案による比率は、2月20日の修正案によると、以下である<sup>75</sup>。

ベルギー・ルクセンブルク	5.5%
オランダ	5%
カナダ	7%
ノルウェー	3%
デンマーク	3%
ポルトガル	3%
フランス	15.5%
英国	23%
アイスランド	0%
米国	28%
イタリア	7%

この比率の根拠は不明だ。参考として、NATO が公表した「財政基盤の費用分担方式」と題するデータを以下に示す。

国	1950年に承認された費用分担 (ブリュッセル条約諸国)	1960年6月に承認された費用分担 (パリ)*	1957年2月に承認された費用分担 (パリ)	1961年2月に承認された費用分担 (パリ)
ベルギー	13.18%	5.462%	4.39%	4.24%
カナダ	—	6.021%	6.15%	5.15%
デンマーク	—	2.767%	2.63%	2.87%
フランス	45.46%	15.041%	11.87%	12.00%
ドイツ	—	—	13.72%	20.00%
ギリシャ	—	0.750%	0.87%	0.67%
イタリア	—	5.681%	5.61%	5.97%
ルクセンブルク	0.45%	0.155%	0.17%	0.17%
オランダ	13.64%	3.889%	3.51%	3.83%
ノルウェー	—	2.280%	2.19%	2.37%
ポルトガル	—	0.146%	0.28%	0.28%
トルコ	—	1.371%	1.75%	1.10%
英国	27.27%	12.758%	9.88%	10.50%
米国	—	43.679%	36.98%	30.85%

\* 1960年以前に分担された方式を1960年に差し替えたため1960年となっている。

出典；NATO, *NATO: Facts about the North Atlantic Treaty Organization*, Paris: NATO Information Service, 1962, p. 62.

この表は、ブリュッセル地位協定の費用分担も掲載している。同地位協定では、公務執行の場合における英国の比率は50%であった。これに対し、財政比率は27%ほどである。地位協定の負担割合と財政上の負担割合は対応しない。同じく英国の例で、仏第一案の比率は23%であった。これに対し、1960年改定における財政比率は13%ほどである。NATO 軍地位協定の場合も、同協定上の比率と財政比率は対応しない。

<sup>75</sup> MS-D(51)11(R), Status of Forces Agreement--Revised Text (Articles I-V, IX, XIXIX) of the Draft (20 February 1951).

仏第二案は、受入国と派遣国の二国間だけと、三カ国以上が責任を負う多国間の場合を区別している。本ペーパーの趣旨は、日米地位協定の原型である NATO 軍地位協定の検討である。二国間の場合のみを取り上げる。仏第二案によると、派遣国のみに責任があるとき、派遣国が 75%、受入国が 25%を負担する。

### 負担割合をめぐる議論

この議論を検討する前に、オランダ代表は、仏第一案・第二案の両方が否決された場合における次善の案を提示した。同案によれば、派遣国軍隊の構成員が引き起こすすべての損害に対する責任は、派遣国が負う<sup>76</sup>。オランダの場合、他国に派遣する自国軍隊構成員の数よりも、オランダが受け入れる NATO 軍構成員の数が圧倒的に多かったからだ<sup>77</sup>。仏第二案の採択によって、オランダ案が検討されることはなかった。派遣国側に 100%責任を負わせるとの案が登場していたことに留意する必要がある。

2月22日に開催の法務小委員会で、委員長（英国代表）は、仏第二案に賛成であると述べ、仏案に対する各国代表の意見を求めた。各国が披瀝した以下の意見に、各国の思惑が表れている。なお、かならずしも本国からの訓令を得ての発言ではなく、委員会限りである<sup>78</sup>。

ベルギー： 訓令を受けとっていない。

カナダ： 仏第二案の検討に同意する。だが、仏第一案を無視するわけにはいかない。

デンマーク： 米国修正案が望ましいと思う。しかし、仏案のいずれかを受け入れる用意がある。ただし、3%の比率は受け入れられない。

イタリア： 仏第一案を排除しないが、仏第二案を支持する。7%の比率は高すぎる。

ルクセンブルク： 多数派に従う用意がある。仏第二案が採択された場合、自国の支払いに上限を定めるよう要求する。また、仏第一案が採択された場合、ベルギーとルクセンブルクを別々にして欲しい。

オランダ： 仏第一案を希望する。5%の比率を受け入れる。

ノルウェー： 訓令が届いていないので、比率については留保する。

ポルトガル： NATO 加盟国間で可能なかぎり衡平な配分とすべきだ。

米国： 米国修正案を優先する。しかし、仏第一案と仏第二案を本国政府に照会し、どちらかを受け入れるよう勧告したい。個人的には仏第一案を優先したい。

フランス： 米国修正案に反対する。仏第一案または仏第二案のいずれかを受け入れる。

---

<sup>76</sup> MS(F)-R(51)3, para 7, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status (Financial Subcommittee), 14 February 1951.

<sup>77</sup> Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, p. 338.

<sup>78</sup> MS(J)-R(51)7, para 13, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status (Juridical Subcommittee), 22 February 1951.

ブリュッセル諸国は、仏第一案を十分に理解しているので、仏第一案を優先したい。仏第二案を提示したのは、比率の問題で合意に至らない場合を想定し、それを避けるためである。

### アイスランドの特例

以上の発言に登場しないのがアイスランドである。仏第一案におけるアイスランドの比率は、0%であった。ただし、仏第二案によれば、アイスランドは受入国として25%を負担しなければならなくなる。米国代表がこの点を指摘している<sup>79</sup>。

当時、アイスランドの人口は14万人たらずである。軍隊は存在しない。些細な事件・事故でも、アイスランドにとって、25%はおおきな負担になる可能性がある。そこで、法務小委員会は、軍隊のないアイスランドに相互主義を適用できず、特別なケースとする必要があることで合意した<sup>80</sup>。

アイスランドに相互主義を適用できないとの議論は、ここで初めて登場したわけではない。アイスランドは、第1回作業部会（1951年1月29日）で、以下を述べた。

アイスランドの特別な立場に作業部会が注目し、地位協定を締結する際に考慮するよう希望する。アイスランドは軍隊を持たず、「受入国」にしかねない。状況に応じて「受入国」又は「派遣国」のどちらにもなる他の国々の間には相互主義が存在する。しかし、アイスランドはその恩恵を受けられない。アイスランドは人口が少なく、外国の軍隊が駐留すると、他国より国内に影響が出る。<sup>81</sup>

アイスランドは、NATO軍地位協定の署名国である。しかし、同協定を批准していない。NATO原加盟国のなかで、地位協定を締結しなかったのは、アイスランドだけだ。アイスランドがNATO軍地位協定に加盟するのは、2007年である<sup>82</sup>。

1951年5月5日、アイスランドは、米国との間で防衛条約を締結した<sup>83</sup>。5月8日、同

---

<sup>79</sup> MS(J)-R(51)7, para 15, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status (Juridical Subcommittee), 22 February 1951.

<sup>80</sup> Ibid.

<sup>81</sup> MS-R(51)1, para 16, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 29 January 1951.

<sup>82</sup> Agreement Between the Parties to the North Atlantic Treaty Regarding the Status of Their Forces, November 23, 2020, <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2021/02/website-2-NATO-SOFA-Status-Table.pdf>

<sup>83</sup> TIAS 2266, May 5, 1951, Defense Agreement Pursuant to the North Atlantic Treaty between the United States of America and the Republic of Iceland.

条約を受け、両国は、米軍の地位に関する附属書（地位協定）を交わした<sup>84</sup>。同地位協定によれば、米国のみが責任を有するとき、米国は賠償額の85%、アイスランドは15%を負担する（12条2項(e)(1)）。この比率は、後述のポルトガルの提案と同じである。アイスランドに相互主義が適用されないので、アイスランドに有利な比率となっている。

アイスランドにとって比率だけが有利だったのではない。地位協定は、米軍構成員による不法行為の場合、公務の内外を区別していない（12条2項）<sup>85</sup>。公務外の不法行為も、アイスランドは、米軍被用者の行為から生ずる請求を、アイスランドの法にのっとり処理する。したがって、NATO軍地位協定とは異なり、この場合も、米国の負担は85%となる。その代わりに、米軍構成員は、公務の内外を問わず、請求に関する訴えから免除される。

このような規定になった理由は、アイスランドに相互主義が適用されないことに加え、前述のように、アイスランドの人口が14万人たらずであったからだ。そこに、米兵が多数駐留するとなると、公務外の不法行為の頻発が予想された。そのため、公務外の不法行為も、公務上と同様に処理し、被害者の補償を手厚くする必要があったのである。

## 仏第二案の採択

3月2日の代理理事会の席上、作業部会長は、仏第一案を断念したことをつぎのように説明した。

配分の比率に合意することは困難であり、また、比率に合意したとしても、他の締約国が協定に加われば、その比率は自動的に崩れてしまう。この理由から、配分の比率の採択を議論したが、断念した。<sup>86</sup>

作業部会の意見は、仏第二案へと集約される。フランス代表が二つの案を提示する際、第一案では比率をめぐる議論が紛糾し、決まらない可能性がある、と述べていた。フランス代表が懸念した通りの結果になった。また、締約国が新たに加わった場合、あらためて比率を検討しなければならない。自国の比率に不満を持つ国がいくつもあっただけでなく、作業部会は、仏第一案のこうした煩雑さを敬遠したのである。

仏第二案の場合、派遣国のみ責任があるときも、受入国は25%を負担しなければならない。これについて、作業部会長は、以下を述べている。

作業部会は、最終的に、請求の費用を派遣国と受入国の間で、派遣国に75%、受入国に25%を配分する解決方法を推奨することに決定した。受入国が損害を査定する点を

---

<sup>84</sup> TIAS 2295, May 8, 1951, Annex to the Agreement of May 5, 1951.

<sup>85</sup> Department of the Army, *Claims*, p. 172 もこの点を指摘する。

<sup>86</sup> D-R(51)15, Summary Record of a Meeting of the Council Deputies, 2 March 1951,

考慮すると、派遣国に全額支払いを期待するのは合理的でない。同時に、受入国が請求の一部を負担しなければならないので、請求件数と査定額の両方をできる限り低く抑えるよう促される。<sup>87</sup>

受入国も 25%を負担するのは、受入国が損害を査定するので、請求件数をむやみに増やさないように、また、請求額を過大に見積もらないようにするためである。25%は公平な割合と考えられた。受入国による 20%から 30%程度の負担が、交渉当事者の相場となっていたからだ<sup>88</sup>。受入国にとって、25%の負担は共同防衛のための必要経費となる。

ただし、これで比率の問題が、完全に決着したのではない。4月4日、ポルトガルは、派遣国と受入国の比率を、85%と 15%にするよう提案した<sup>89</sup>。さらに、ポルトガルは、4月19日の作業部会で、同様の提案をおこなった。

この要求[派遣国と受入国の比率を 85%と 15%にすること。]は、通常、損害の責任を負う者が賠償の全額を支払うとの事実に基づく。一般的な法律慣行によれば、派遣国には請求の全額を支払うことが期待される。請求の一部を受入国に負担させると決定した唯一の理由は、条約の署名国間に存在する協力の精神を明確にすることを望んだからだ。法律上、この請求を正当化できない。こうしたことから、受入国の比率を減らすべきだと考える。<sup>90</sup>

ポルトガルの提案で注目すべきは、法律上の常識として、派遣国側（加害者側）が損害の全額を賠償すべきだと述べている点である。それではなぜ非がない受入国も賠償の一部を負担するのか。それは、NATO の下、各国が協力し合う精神を示すものだからだ。受入国は、法律上の義務として支払うのではなく、協力の精神に基づく。

ポルトガルの提案後、米国代表は、二国間の比率を 50%ずつにするとの案を本国から受け取ったとして、修正案を提示した。米国代表は、「受入国の国民の中から仲裁人を選定するため、仲裁人が同胞に肩入れする危険がないように保証すべきだ」と述べている。50%ずつの負担にしておけば、賠償額が過大にはならないとの理由からだ。これに対して、各国代

---

<sup>87</sup> Ibid.

<sup>88</sup> MS(J)-R(51)8, para 2, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status (Juridical Subcommittee), 23 February 1951.

<sup>89</sup> MS-D(51)16, para 11, Status of Forces Agreement--Amendments Proposed by Portugal, 4 April 1951.

<sup>90</sup> MS-R(51)10, para 23, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 19 April 1951.

表の多くが、「仲裁人の誠実さは議論の余地がない」と述べ、米国の提案に反対した<sup>91</sup>。こうした議論を経て、作業部会は、米国の修正案を却下し、75%・25%の維持で合意した<sup>92</sup>。

以上の議論から、派遣国のみに関与があるときも、受入国が賠償額の25%を負担する理由が明確になった。要約すると、その理由はふたつある。

ひとつは、受入国が、請求の対象およびその額を決定するからである。派遣国側が憂慮したのは、請求件数が増える、あるいは、請求額が過大になることである。受入国も賠償額の一部を負担すれば、この憂慮は払拭される。合理的な範囲内での請求になると考えられた。

もうひとつは、NATOの共同防衛体制において、受入国の負担は、各国が互いに協力する精神を示す、との理由である。また、NATOは相互主義を原則とする。他国に軍隊を派遣するのは、NATO全体の防衛に資するからだ。受入国に非がないときも、受入国が賠償額の25%を負担するのは、共同防衛の恩恵を受けていることによる。

### (3) 軍隊構成員に対する裁判権

#### 軍隊構成員の責任

派遣国軍隊構成員が公務執行上の行為によって受入国の第三者に損害を与えたとき、派遣国自体は、主権免除の原則から、受入国の裁判所に訴えられることはない。たとえ訴えられたとしても、訴訟適格がなく、裁判所は請求を却下する。これに対し、損害を与えた軍隊構成員は、裁判所に訴えられるのかが問題となる。これに関連するNATO軍地位協定5項(g)および9項は、以下である。

(g) 軍隊の構成員及び軍属は、その公務の執行から生ずる事項については、受入国においてその者に対して与えられた裁判の執行手続に服さない。

9 派遣国は、受入国の裁判所の民事裁判権に関しては、5(g)に定める範囲を除くほか、軍隊の構成員又は軍属に対する受入国の裁判所の管轄権からの免除を請求してはならない。

この二つの規定はまぎらわしい。以下のように解釈できる。9項によれば、軍隊構成員に対する民事裁判権は、受入国の裁判権から免除されない。これには、公務上と公務外の二つがある。公務外の場合、免除されないのは当然である。問題は、公務上の場合だ。9条から

---

<sup>91</sup> MS-R(51)10, para 24, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 19 April 1951.

<sup>92</sup> MS-R(51)10, paras 25 and 26, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 19 April 1951.



公務上 (5(g)) は除かれる。ところが、5 項(g)によれば、軍隊構成員は、裁判の執行からは免除されるとある。したがって、公務上の行為の場合、受入国の民事裁判権それ自体からは免除されない。問題は、これが明確に書かれていないことである。

この問題は、1977 年に横浜で起きたファントム機墜落事件の訴訟でも争点のひとつとなった。NATO 軍地位協定の交渉過程で、公務執行中の軍隊構成員に対する裁判権の問題を、交渉当事者がどのように議論したのかを分析する。

### 交渉における議論

ブリュッセル地位協定はこの問題に触れていない。米国原案は以下である (6 条 6 項)。

6. 派遣部隊の構成員は、その公務の執行から生ずる事項については、受入国の民事裁判権から免除される。但し、特定の場合、派遣国はその免除を放棄できる。<sup>93</sup>

派遣部隊の構成員は、受入国の民事裁判権から免除される。日米行政協定も、合衆国軍隊の構成員は、公務執行中の場合、日本国において訴えを提起されないと規定していた (18 条 6 項(a))。この規定は、1960 年の改正日米地位協定で、NATO 軍地位協定と同様の文言になる。

NATO 軍地位協定では、軍隊構成員は裁判の執行手続に服さないとある。NATO 軍地位協定の交渉過程でも、この問題をめぐる議論は明確でない。交渉過程を追ってみよう。

米国原案の修正案も、原案と同様であった。2 月 20 日の作業部会修正案で、NATO 軍地位協定の原型となる文言がはじめて登場する。「軍隊構成員又は軍属は、その公務執行に起因する問題で受入国において自己に対して下された判決の執行のための手続を受けることはないものとする。」と規定する (8 条 4 項(f))<sup>94</sup>。この時点で、なぜこの規定になったかは不明である。

2 月 23 日に開かれた法務小委員会は、上の修正案を検討した。なお、4 項(f)は、4 項(g)に改められる。4 項(g)をめぐって、ベルギー代表は、同規定の意味を明確にするよう委員長に求めた。委員長は、それにつきのように答えている。

軍隊の個々の構成員がその公務に起因する裁判に出頭しなければならず、費用の支払いを命じられたとしても、それ以上のことは派遣国を対象にしなければならない。判決を個人に強制できない。4(g)は純粹に安全装置を意図したものだ。

---

<sup>93</sup> D-D(51)23, Status of Forces Agreement--Draft Submitted by the United States Deputy, 23 January 1951.

<sup>94</sup> MS-D(51)11(R), Status of Forces Agreement--Revised Text(Articles I-V, IX, XI-XIX) of the Draft, 20 February 1951.

この説明だけでは同項の趣旨を理解できない。費用の支払いに重点を置くともいえる。2月20日の修正案の段階では、派遣国軍隊構成員の公務執行上の賠償額は、各国が決められた比率で分担する仏第一案が有力であった。ところが、2月23日の法務小委員会は、軍隊派遣国のみが責任を有するとき、派遣国が75%、受入国が25%を負担する修正案に合意する。この修正は、派遣国が支払い責任を負い、個人にはその責任を負わせない意味合いがある。そこから、軍隊構成員は裁判には服するが、賠償金の支払い（執行手続き）には服さないとの文言が登場した可能性がある。

### この問題をめぐる学説

この問題について、ラザレフは次のように述べる。

実際、両文言[5項(g)と9項のこと]の表現は嘆かわしい。交渉担当者の目的は、公務の執行中に行われた作為又は不作為に起因するいかなる出来事についても、受入国の裁判所による裁判を防ぐことであったと思われる。したがって、5項(g)は、不法行為であれ契約であれ、公務執行のためにおこなった行為に起因する出来事に裁判所が判決を下す偶発的な状況を現実的に解決する一種の保険と考えるべきであろう。<sup>95</sup>

ラザレフの説明は、前述の法務小委員会委員長の発言と符合する。委員長は、5項(g)を「安全装置」と表現する。これに対して、ラザレフは「保険」と述べた。いずれにせよ、公務執行中の行為に裁判所が判決を下すことはないものの、判決を下した場合に対処するとの意味合いが強い。そうすると、派遣国軍隊構成員は民事裁判権には服さないとの米国原案と同趣旨になってしまう。

ラザレフ以前にも、セオドア・メロンは、5項(g)の意味として、本来、軍隊構成員に対して訴えを提起できないようにすることが起草者の考えであった、と述べる。その根拠として、この考えがその後の二国間地位協定に「実質的に」受け継がれたと説明する。二国間地位協定とは、米国・アイスランド地位協定および日米行政協定である<sup>96</sup>。

米国・アイスランド地位協定は、すでに述べたように、アイスランドの特殊な状況を反映したものである。公務外の不法行為についても、米国は賠償額の85%をアイスランドに支払わなければならない、その見返りとして、米軍構成員に対する訴えが免除された。日米行政協定の場合、1960年の改正によって、NATO軍地位協定と同様の文言になった。したがって、これらの二国間協定は、派遣国軍隊構成員に対する訴えを免除したことを示す根拠には

---

<sup>95</sup> Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, p. 319.

<sup>96</sup> Theodor Meron, "Civil Jurisdiction of Canadian Courts over United State Military Personnel in Canada," *University of Toronto Law Journal*, Vol. 12, No. 1, 1957, pp. 75-76.

なりえない。

ラザレフ以降も、ジョン・ウッドリッフェは、「5条(g)は、派遣国から受入国への置き換えを前提とするため、起草者の意図は、公務執行中に行われた作為又は不作為に基づくすべての不法行為に関する民事訴訟を受入国の裁判所の管轄から除外することであったと思われる」と述べる<sup>97</sup>。

5項(g)について、起草者の意図は、公務上の行為の場合、派遣国軍隊構成員の裁判権を全面的に免除するものだった、と解釈する学説が多い。しかし、以下の理由からラザレフらの解釈は妥当でない。

第一に、受入国の領域内における裁判権は、排他的かつ絶対的である。受入国がみずから制限を課さないかぎり、なんらの制限も受けない<sup>98</sup>。裁判権が免除される場合は、限定的に解釈しなければならない。

第二に、裁判において、軍隊構成員の行為が公務上のものであるか否か、争いが生じるときがある。当事者間の紛争は、仲裁人が裁定する。その際、軍隊構成員の証言が重要な証拠となる可能性がある。裁判権が免除されれば、軍隊構成員の証言が得られない不都合が生じる。

第三に、請求権に関する米陸軍の解説書は、「判決の執行に対する免除は、受入国の裁判所からその訴訟を受理する権限を奪わない点に留意する必要がある」と明確に述べている<sup>99</sup>。

以上から、9項および5項(g)は、文言通り解釈しなければならない。

#### (4) 公務外の損害補償

##### 公務外の不法行為

軍隊構成員による公務外での不法行為は、私人によるそれと同じ扱いとなる。国際法の原則によれば、派遣国も受入国も対処する問題ではない。しかし、被害を受けた受入国の国民にとって、こうした事態は受け入れられない。アルウィン・V・フリーマンは、この点を以下の如く述べる。

周知のように、外国政府の休暇中の兵士が犯した過ちは、もっとも頻繁に起こる苛立ちの要因のひとつである。これにより人々の間に反感が起きる。これは、ささいな人間関

---

<sup>97</sup> Woodliffe, *The Peacetime Use of Foreign Military Installations under Modern International Law*, p. 219.

<sup>98</sup> 有名なエクスチェンジ号事件で、米連邦最高裁のマーシャル長官が述べたものだ。Schooner Exchange v. McFaddon, 11 U.S. 116(1812).

<sup>99</sup> Department of the Army, *Claims*, p. 166.

係で起きる反感よりも、強烈なものとなる。<sup>100</sup>

「休暇中」とあるのは、当然、公務外を意味する。人々が反感を持つだけでない。不法行為による損害について、十分な補償が得られないと、そうした反感はさらに高まる。

この問題に対し、国際法の原則にのっとり責任を追及しようにも、国家責任の原則が待ち受ける。繰り返すと、請求者はまず国籍の条件を満たす必要がある。また、国籍を有する国が請求を承認しなければならない。さらに、不法行為者の所属する国が責任を認める必要がある<sup>101</sup>。これらの要件を充たした上で、国籍国が責任を追及することはまずない。

被害者は、不法行為者に損害賠償を請求することは可能である。しかし、駐留軍兵士に十分な資力はない。また、兵士は命令により、国外に移動する場合も多い。実際に損害賠償の判決がおりたとしても、その判決を執行できない。こうした請求の解決は、政治的見地からは不可欠である<sup>102</sup>。そのため、NATO 軍地位協定は、公務外の不法行為に対する損害賠償請求に、特別な制度を設けた。この補償制度の原型となったのが、ブリュッセル地位協定のそれである。

### ブリュッセル地位協定の補償制度

ブリュッセル地位協定 9 条は、すでに引用したので、ここでは繰り返さない。米国原案は、この制度について触れていなかったが、2月9日の米国修正案は、ブリュッセル地位協定とほぼ同じ内容の制度を取り入れた(7条5項)<sup>103</sup>。さらに、NATO 軍地位協定は、この方式をそのまま受け継いだ。派遣国の判断で、被害者に「慰謝料」を支払う。

このような処理方法がとられた理由は、外国軍隊の駐留によって、軍隊と受入国の現地の人々との間に生じる摩擦を和らげるためだ。ただし、慰謝料の支払による解決方法なので、派遣国側が慰謝料を支払うかどうか、いくら支払うかは、派遣国が決める。とはいえ、この制度は、被害者にとっては重要である。派遣国軍隊構成員から賠償金を得ることは望み得ず、慰謝料による補償制度が、被害者にとって唯一の救済策となるからだ。

### 交渉における議論

NATO 軍地位協定の交渉で、交渉当事者は、公務外の補償について、ほとんど議論をしていない。ブリュッセル地位協定における扱いを、そのまま受け入れた。唯一議論した点は、慰謝料を受け取る相手方はだれかである。4月20日の作業部会で、ポルトガル代表は、「損

---

<sup>100</sup> Freeman, "Responsibility of States for Unlawful Acts of their Armed Forces," p. 320.

<sup>101</sup> Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, p. 271.

<sup>102</sup> Ibid., p. 345.

<sup>103</sup> MS-D(51)4, Status of Forces Agreement--United States Redraft of Article VII, 9 February 1951.

害の査定は受入国当局によって行われるので、請求者ではなく受入国当局に、直接、慰謝料が支払われることが望ましいと考える」と発言した<sup>104</sup>。この発言に、デンマーク、オランダ、ノルウェーの代表が支持を表明する<sup>105</sup>。これに、米国代表は、つぎのように反論した。

派遣国から支払われる慰謝料を受入国当局が受け取ると、行政上の不備により、請求者が実際に受け取る時期が遅れてしまう。米国はそのような経験をした。その結果、実際には慰謝料が既に支払われたにもかかわらず、支払われていないとして請求者が受入国に苦情を申し立てたことがあった。それとは別に、責任ある政府から被害者本人が直接慰謝料を受け取るのは、心理的な利点があると感じる。<sup>106</sup>

さらに、カナダ代表は、同国の法律によれば、慰謝料の支払いを議会が認可し、受益者に直接支払わなければならないと述べた<sup>107</sup>。こうした点を踏まえ、ポルトガル代表は、その修正案の撤回に同意した<sup>108</sup>。

この議論の最後に、米国代表は、「自国政府は慰謝料供与に関するいかなる合意も相互主義に基づくのは当然だ」と発言している<sup>109</sup>。この点を作業部会も確認する。公務外の損害の補償は、相互主義に基づき、慰謝料が支払われる。低額の慰謝料の支払いをすれば、相手国も同じように低額の慰謝料しか支払わない。NATO 軍地位協定の締約国間で、どの程度の慰謝料が支払われているのかを実証的に解明するのは困難だ。つぎに紹介するフランスにおけるラザレフの調査結果によれば、相互主義の結果、妥当な額で収まっているのではないかと推測される。

### 慰謝料支払いの実態

日本では、米兵の公務外の不法行為の場合、米側が提示する慰謝料は、きわめて低額とい

---

<sup>104</sup> MS-R(51)11, para 15, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 20 April 1951.

<sup>105</sup> MS-R(51)11, para 16, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 20 April 1951.

<sup>106</sup> MS-R(51)11, para 17, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 20 April 1951.

<sup>107</sup> MS-R(51)11, para 18, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 20 April 1951.

<sup>108</sup> MS-R(51)11, para 19, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 20 April 1951.

<sup>109</sup> MS-R(51)11, para 21, Summary Record of a Meeting of the Working Group on Status, 20 April 1951.

われる<sup>110</sup>。最近の例を二つ紹介しよう。

ひとつは、2006年1月、横須賀市で出勤途中の女性が、道を尋ねるふりをして近づいてきた米空母乗組員の男に殺害され、現金1万5000円が奪われた事件である<sup>111</sup>。男は公務外であった。女性の内縁の男性が、元米兵に損害賠償を求めて提訴する。横浜地裁は、2009年に元米兵に約6500万円の賠償を命じる判決を下し、確定した。

元米兵は無期懲役で服役中であり、支払い能力はなかった。米側は、2015年6月、防衛省を通じて、確定判決の4割ほどの見舞金の支払い、および、元米兵と米政府の「永久免責」を条件とする示談を提案した。男性は、後者の条件を削除するよう強く求め、交渉を続ける。しかし、2017年11月、米側の条件をのむ形で示談が成立した。

もうひとつは、沖縄県沖縄市で起きた米兵によるタクシー強盗事件である<sup>112</sup>。事件は2008年1月に起きた。米兵二人がタクシー運転手の男性をなぐって、重症を負わせ、運賃を踏み倒した事案だ。男性運転手は心的外傷後ストレス障害に苦しみ、2012年に病死した。

男性の遺族は、米兵に損害賠償を求め提訴する。2018年7月、那覇地裁沖縄支部は、米兵二人に対し計約2640万円の支払を命じる判決を下し、確定した。2019年5月、米側から遺族に146万円の見舞金が支払われた。この金額は、確定判決2640万円の18%に過ぎない。

この二つの例では、金額が少ないだけではない。事件発生から見舞金の支払いまでに長期間を要している。被害者の遺族は、長い間、精神的苦痛を味わった。

これに対し、NATO軍地位協定の下では、相互主義によって、慰謝料の支払い額は日本ほど低くはないようだ。ラザレフの著作に、これを裏付ける記述がある。

損害行為が特に衝撃的な場合を除き、支払われる金額は、通常、同様のケースで受入国の裁判所が認める金額より若干少ない程度である。しかし、パリの米国請求権事務所の好意で調査させてもらったところ、すべてのケースで、支給された金額は通常かなり寛大であった。あるケースではフランスの裁判所が下した査定額と同じであったことにわれわれは注目する。<sup>113</sup>

どのような状況であれ、フランス国民が米軍請求権局に提出した請求は、常に最大限の善意で調査され、請求権委員会の側が不当な判断を下した例はないことを、われわれは証明できる。<sup>114</sup>

---

<sup>110</sup> 地位協定研究会（編）『日米地位協定逐条批判』新日本出版社、1997年、176頁。

<sup>111</sup> 『朝日新聞』2017年11月18日。

<sup>112</sup> 『朝日新聞』2019年10月25日。

<sup>113</sup> Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, p. 357.

<sup>114</sup> *Ibid.*, pp. 357-358.

前述の日本側の実態と比較すると、信じがたい記述である。ラザレフにここまで自信をもって言い切られると返す言葉がない。慰謝料が明確にわかる資料はほとんどなく、その実態の解明はむずかしい<sup>115</sup>。相互主義の結果と推測するしかない。

## 6. NATO 軍地位協定からの示唆

NATO 軍地位協定の交渉過程を中心に、民事請求権（同協定 8 条）の規定がなぜ生まれたのか、その意味とは何かを可能なかぎり解明した。日米行政協定を現行の日米地位協定に改正するにあたって、民事請求権（18 条）をめぐる、日米は、交渉らしい交渉をおこなっていない。日本側は、NATO 軍地位協定並みであれば、国会や国民にも説明ができたからだ。

日米地位協定の規定は、NATO 軍地位協定の借り物と言っても過言ではない。NATO 軍地位協定の交渉過程で、各国代表が議論した内容がわからなければ、日米地位協定の意味も明らかにならない。

以下では、本ペーパーのまとめとして、NATO 軍地位協定およびその交渉過程から、日米地位協定 18 条を理解する上で、どのような示唆が得られるかを指摘する。

### NATO 軍地位協定の功績

NATO 軍地位協定における第三者による請求権条項の最大の利点は、国際法の原則を離れ、被害者救済の途を明確に示した点にある。同協定の締結以前、派遣国の軍隊構成員による不法行為に対し、被害者の救済策が講じられなかったわけではない。しかし、十分ではなかった。そのため、被害者は、友好国の軍隊を占領軍とみなし、反感をいだいた。

被害者の救済は、国際法の下では困難だった。被害者が派遣国を自国の裁判所に訴えようにも、主権免除の原則によって、裁判所はその訴えを却下する。被害者が取り得る手段は、国家責任の追及になる。しかし、国家責任は、「国家対国家」の責任追及である。個人の救済を意図していない。さらに、個人が国家責任の追及をその所属国に求める場合、「国籍継続の原則」および「国内救済完了の原則」をクリアしなければならない。個人にとって、国家責任の追及は、高いハードルであった。そうした条件をクリアしたとしても、国籍国が他国の責任を追及する保証はない。

NATO 軍地位協定では、この国家責任の問題は、派遣国ではなく、受入国が責任を負うことで解決した。派遣国に対する損害の請求を、受入国の法律にのっとして、自国の軍隊に

---

<sup>115</sup> ウッドリッフェも、NATO 諸国において公務上の賠償請求に関する信頼できるデータがないと述べる。Woodliffe, *The Peacetime Use of Foreign Military Installations under Modern International Law*, p. 220.

よる不法行為の扱いと同様に処理する。これにより、被害者は見知らぬ外国の法律の下、派遣国に賠償を求める「国内救済完了の原則」を必要としなくなった。

また、派遣国軍隊による被害者は、その国の国民とはかぎらず、外国人が被害を受ける場合もある。「国籍継続の原則」では、外国人は国家責任の追及による救済を申し出ることはいできない。その点、NATO 軍地位協定は、締約国以外の第三者が被害者であれば、だれでも被害の救済を申し立てられる。

受入国が被害者の請求に対する責任を負い、請求の全額を被害者に支払うにしても、その負担割合の問題が残る。NATO 軍地位協定は、派遣国のみが責任を有する場合の比率を、派遣国が 75%、受入国が 25%と定めた。これにより、派遣国の裁判権は免除されるが、派遣国は実質的に責任を負わなければならない。

日米地位協定 18 条は、NATO 軍地位協定のこうした仕組みをそのまま受け継いだ。改正以前の行政協定の仕組みもほぼ同様である。改正によって、請求権行使の手続きがより明確になった。ただし、NATO 軍地位協定と日米地位協定との間には、第三者による請求を考える上で、根本的な違いがある。

### **徹底した相互主義**

NATO 軍地位協定は、相互主義に基づく。この場合の相互主義とは、同協定の締約国は、軍隊の派遣国にもなれば、受入国にもなることを意味する。とはいえ、加盟国間には程度の差がある。派遣国の代表は米国であった。それ以外の多くの国は受入国である。

この相互主義には例外があった。アイスランドは、軍隊を持たず、派遣国にはなりえない。そのため、アイスランドは、交渉開始から、自国の特殊性に配慮するよう他の代表に求めた。相互主義の例外を積極的に取り上げたのが、意外なことに、米国である。第二次世界大戦および大戦後の経緯から、アイスランドに駐留する軍隊は、米国しか考えられなかった。その米国が、アイスランドに特別な配慮をするよう働きかけていた。

アイスランドは、NATO 軍地位協定の署名国である。しかし、批准はしなかった。同協定に加盟したのは 2007 年になってからだ。NATO 軍地位協定に代わり、NATO の枠組みで、アイスランドは米国と防衛協定を締結した。その附属書が米国・アイスランド地位協定である。

NATO 軍地位協定では、派遣国のみ不法行為の責任があるとき、負担割合は、派遣国が 75%、受入国が 25%である。もしアイスランドが NATO 軍地位協定に加盟したとすれば、アイスランドの比率は、25%になったはずだ。しかし、米国・アイスランド地位協定では、この比率は、85%・15%である。アイスランドには相互主義が適用されないため、負担が軽くなっている。

さらに、米国・アイスランド地位協定によれば、米軍構成員による不法行為に対し、公務上・公務外を問わず、85%・15%の比率が適用される。NATO 軍地位協定では、公務外の不法行為の場合、派遣国による補償は、任意の見舞金の支払いに過ぎない。相互主義の適用



がないアイスランドにこの点も配慮されている。

相互主義が重要なのは、日米地位協定は相互主義に立っていないからだ。米軍は日本に駐留するが、自衛隊が米国に駐留することはない。一時的な訓練のため自衛隊員が米国に滞在する場合はある。しかし、日米地位協定で米兵に認められる特権が、米国で自衛隊員に認められるわけではない。

繰り返すと、NATO 軍地位協定は、相互主義を前提とする。相互主義の適用がないアイスランドの場合、米国はアイスランドに配慮した。この論理でいけば、相互主義の適用がない日本に、米国は配慮すべきことになる。

### **比率に合理的根拠はない**

NATO 軍地位協定の交渉史を紐解くと、軍隊構成員による公務上の不法行為の場合、派遣国が 75%、受入国が 25%を負担する案は、有力でも、合理的でもなかった。交渉過程で有力だった仏第一案は、事前に費用の比率を締約国ごとに定め、全締約国で負担する方法である。この案は、ブリュッセル地位協定を範としたので、ブリュッセル地位協定の加盟国にとってなじみの深いものであった。

しかし、作業部会は、仏第一案を採択しなかった。ブリュッセル地位協定の加盟国は 5 国に過ぎない。これに対し、NATO 軍地位協定の原加盟国は、アイスランドを除き、11 国である。比率をめぐる、各国の意見はまとまらなかった。また、同協定の発効後、締約国は増えることが予想されていた。そうすると、締約国が加わるごとに、比率を議論しなければならなくなる。

こうした理由から、フランスは、派遣国と受入国とで 75%・25%の比率に固定する仏第二案を、次善の策として提示していた。仏第二案が有力になったのは、仏第一案の採択がむずかしかったからに過ぎない。受入国の 25%に、根拠があったわけではない。受入国が 20%から 30%程度を負担するとの相場観に基づく。

交渉過程では、派遣国側に全面的に非があるときは、派遣国側が賠償額の全額を負担すべきとの意見もあった。損害賠償に関する常識的な考えである。75%・25%に、合理的な根拠はない。なんら非がない受入国が 25%を負担するのは、派遣国の駐留は NATO 全体の防衛に資するとの共同防衛の精神からだ。日米地位協定が同じ数字を受け継ぐ特別な理由はない。

### **公務外の不法行為に対する請求**

日米地位協定は、公務外の不法行為に対する請求についても、NATO 軍地位協定の規定をそのまま受け継いだ。この場合、派遣国は補償金の支払いに法的な責任を負わない。任意に支払う「慰謝料」に過ぎない。実質的には、「見舞金」といった方が妥当だ。

NATO 軍地位協定の交渉で、この見舞金に関する規定は、ブリュッセル地位協定を受け継ぎ、作業部会は、ほとんど議論をせず、採択した。ただし、外国軍隊構成員は、ビジネス

マンや旅行者とは異なり、国の機関として派遣される。軍隊構成員は軍の命令にしたがって駐留する。その意味で、公務外の場合も、被害者に対して十分な補償制度を設けるべきであった。

任意の規定であっても、派遣国が運用面で誠実に対応し、被害者の救済にあたれば、おおきな問題にはならない。フランスにおけるラザレフの調査によれば、派遣国である米国の対応は誠実であり、補償額も通常の不法行為の場合と遜色ない。これも相互主義の所以なのだろう。これに対し、日米地位協定に基づく請求の場合、低額な補償だけでなく、その解決に長い時間を要している。誠実さはみられない。地位協定の規定を変えるのはむずかしい。しかし、被害者の救済は急務といえる。

NATO 軍地位協定 8 条と日米地位協定 18 条の比較

NATO 軍地位協定 8 条	日米地位協定 18 条
<p>1 各締約国は、自国が所有し、かつ、自国の陸軍、海軍又は空軍が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他の締約国に対するすべての請求権を放棄する。</p> <p>(i) 損害が他の締約国の軍隊の構成員又は被用者により北大西洋条約の運用に関連するその者の任務の遂行中に生じた場合</p> <p>(ii) 損害が他の締約国の所有する車両、船舶又は航空機でその軍隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が北大西洋条約の運用に関連して使用されていたとき、又は損害が北大西洋条約の運用に関連して使用されている財産に生じたときに限る。</p> <p>海難救助についての一締約国の他の締約国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一締約国が所有し、かつ、その軍隊が北大西洋条約の運用に関連して使用しているものであつた場合に限る。</p> <p>2 (a) 締約国が所有するその他の財産でその領域内にあるものに対して 1 に掲げるようにして損害が生じた場合には、関係締約国が別段の合意をしない限り、(b) の規定に従つて選定される一人の仲裁人が、他の締約国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件</p>	<p>1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。</p> <p>(a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合</p> <p>(b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のためされている財産に生じたときに限る。</p> <p>海難救助についての一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊 {術はママ} が公用のため使用しているものであつた場合に限る。</p> <p>2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して 1 に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b) の規定に従つて選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、</p>

<p>から生ずる反対の請求を裁定するものとする。</p> <p>(b) (a) に掲げる仲裁人は、関係締約国の合意によつて、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある受入国の国民の中から選定する。関係締約国が二箇月以内に仲裁人について合意するところができなかつた場合には、いずれの締約国も、北大西洋理事会代理理事会議長に対し、前記の資格を有する者の選定を要請することができる。</p> <p>(c) 仲裁人が行なつた裁定は、締約国に対して拘束力を有する最終的のものとする。</p> <p>(d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii) 及び (iii) の規定に従つて分担される。</p> <p>(e) 仲裁人の報酬は、関係締約国間の合意によつて定め、関係締約国が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。</p> <p>(f) もつとも、各締約国は、損害の額が次に掲げる額に達しない場合には、その請求権を放棄する。</p> <table data-bbox="255 1702 782 1982"> <tr> <td>ベルギー</td> <td>70,000ベルギー・フラン</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1,460ドル</td> </tr> <tr> <td>デンマーク</td> <td>9,670クローネ</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>490,000フランスフラン</td> </tr> <tr> <td>アイスランド</td> <td>22,800クローネ</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>850,000リラ</td> </tr> </table>	ベルギー	70,000ベルギー・フラン	カナダ	1,460ドル	デンマーク	9,670クローネ	フランス	490,000フランスフラン	アイスランド	22,800クローネ	イタリア	850,000リラ	<p>同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。</p> <p>(b) (a) に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によつて、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。</p> <p>(c) 仲裁人が行なつた裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。</p> <p>(d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii) 及び (iii) の規定に従つて分担される。</p> <p>(e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によつて定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。</p> <p>(f) もつとも、各当事国は、いかなる場合においても千四百合衆国ドル又は五十万四千円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があつた場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。</p>
ベルギー	70,000ベルギー・フラン												
カナダ	1,460ドル												
デンマーク	9,670クローネ												
フランス	490,000フランスフラン												
アイスランド	22,800クローネ												
イタリア	850,000リラ												

ルクセンブルグ	70,000ルクセンブルグ・フラン		
オランダ	5,320フローリン		
ノールウェー	10,000クローネ		
ポルトガル	40,250エスクード		
連合王国	500ポンド		
合衆国	1,4010ドル		
<p>同一の事件により自国の財産に損害を受けたその他の締約国も、前記の額の限度までその請求権を放棄する。前記の通貨の間の為替相場に著しい変動があつた場合には、締約国は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。</p>			
<p>3 1及び2の規定の適用上、船舶について「締約国が所有する」というときは、その締約国が裸備船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該締約国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。</p>		<p>3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。</p>	
<p>4 各締約国は、自国の軍隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被つた負傷又は死亡については、他方の締約国に対するすべての請求権を放棄する。</p>		<p>4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に放つた負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。</p>	
<p>5 公務執行中の軍隊の構成員若しくは軍属の作為若しくは不作為又は軍隊若しくは軍属が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、受入国の領域においていずれかの締約国以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、受入国が次の規定に従</p>		<p>5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従つて処</p>	

<p>つて処理する。</p> <p>(a) 請求は、受入国の軍隊の行動から生ずる請求権に関する受入国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。</p> <p>(b) 受入国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を自国の通貨で行なう。</p> <p>(c) 前記の支払（合意による解決に従つてなされたものであると受入国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の受入国の権限のある裁判所による確定した裁判は、締約国に対し拘束力を有する最終的のものとする。</p> <p>(d) 受入国が支払をした各請求は、その明細及び (e) (ii) 及び (iii) の規定による分担案とともに、関係派遣国に通知しなければならない。二箇月以内に回答がなかつたときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。</p> <p>(e) (a) から (d) までの規定及び 2 の規定に従い請求を満たすために要した費用は、締約国間で次のとおり分担する。</p> <p>(i) 一派遣国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その二十五パーセントを受入国が、その七十五パーセントを派遣国が分担する。</p>	<p>理する。</p> <p>(a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。</p> <p>(b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。</p> <p>(c) 前記の支払（合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。</p> <p>(d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに (e) (i) 及び (ii) の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。二箇月以内に回答がなかつたときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。</p> <p>(e) (a) から (d) まで及び 2 の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。</p> <p>(i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その二十五パーセントを日本国がその七十五パーセントを合衆国が分担する。</p>
--	---

<p>(ii) 二以上の国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され又は裁判により決定された額は、それらの国が均等に分担する。ただし、受入国が責任を有する国の一でないときは、その負担額は、各派遣国の負担額の半額とする。</p> <p>(iii) 損害が二以上の締約国の軍隊によつて生じ、かつ、その損害をそれらの軍隊のうちのいずれか一又は二以上の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、関係締約国が均等に分担する。ただし、受入国が自国の軍隊により損害を与えた国の一でないときは、その負担額は、各関係派遣国の負担額の半額とする。</p> <p>(iv) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について受入国が六箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、六箇月ごとに派遣国に送付する。その支払は、できる限りすみやかに受入国の通貨で行わなければならない。</p> <p>(f) (b) 及び (e) の規定を適用する場合において、一締約国に重大な困難が生ずるときは、その締約国は、北大西洋理事会に対し別種の解決を図るよう要請することができる。</p> <p>(g) 軍隊の構成員及び軍属は、その公務の</p>	<p>(ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。</p> <p>(iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が六箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、六箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行わなければならない。</p> <p>(f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本</p>
--	---

<p>執行から生ずる事項については、受入国においてその者に対して与えられた裁判の執行手続に服さない。</p> <p>(h) 本項の規定は、(e) の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用されない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。</p> <p>6 受入国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる軍隊の構成員又は軍属に対する請求権は、次の方法で処理する。</p> <p>(a) 受入国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。</p> <p>(b) その報告書は、派遣国の当局に交付されるものとし、派遣国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。</p> <p>(c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすも</p>	<p>の国籍のみを有する被用者を除く。)は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。</p> <p>(g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。</p> <p>6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。</p> <p>(a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。</p> <p>(b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。</p> <p>(c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすも</p>
--	--



のとしてこれを受諾したときは、派遣国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を受入国の当局に通知する。

(d) 本項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、軍隊の構成員又は軍属に対する訴を受理する受入国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

7 派遣国の軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、軍隊又は軍属が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。

8 軍隊の構成員又は軍属の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、派遣国の軍隊の車両の様子が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2 (d) の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。

9 派遣国は、受入国の裁判所の民事裁判権に関しては、5 (g) に定める範囲を除くほか、軍隊の構成員又は軍属に対する受入国の裁判所の管轄権からの免除を請求してはならない。

のとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。

(d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。

8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2 (b) の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。

9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5 (f) に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。

(b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づ

<p>10 派遣国及び受入国の当局は、締約国が関係を有する請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。</p>	<p>き、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。</p> <p>(c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。</p> <p>10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。</p> <p>11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。</p> <p>12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴つて生じた請求権についてのみ適用する。</p> <p>13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十八条の規定によつて処理する。</p>
--	---

(注) NATO 軍地位協定 8 条の邦訳は、外務省『条約資料集』第 181 号 (1960 年 2 月編集) 所収の「北大西洋条約の当事国間の軍隊の地位に関する協定」(日本語) による。